



P A 会 幹事長挨拶 (挨拶)

P A 会幹事長 本 多 一 郎

1 . はじめに

平成 1 5 年 1 月の新年会兼総会で幹事長にご指名いただき、4 月 1 日に幹事長に就任して以来、半年が経過致しました。ご指名頂いた当初は、これまで歴代の幹事長が行ってきたような例年通りの会務運営を適切にこなしていくことができるかどうかが一番の心配事でしたが、実際に 4 月からスタートしてみると、諸々の仕事は各作業部会幹事が中心となり全て滞りなく、また重要決定事項には幹事会や常任幹事会が良好に機能し、今さらながら、P A 会の豊富な人材と強い組織力を実感しております。このように、優秀かつ有能な作業部会幹事の先生方と常任幹事等のベテランの先生方のおかげで、今まで通常の会務運営を無事行っていくことができたことを深く感謝致しております。

(中略)

2 . 幹事会について

P A 会の幹事会は、幹事長、幹事長代行、副幹事長、相談役、幹事相談役、常任幹事、作業部会幹事からなりたっており、毎月 1 回幹事会を開催し、そこで P A 会としての諸々の決定がなされます。また、本年度も昨年度と同様に、P A 会の将来を担う若手会員に幹事会の雰囲気を知っていただくため、各作業部会の部会長にも幹事会に出席していただいております。

昨年度初めて導入された各作業部会の部会長の幹事会への参加は、これまでの長年の幹事会の雰囲気を一変させ、今後の幹事会の若返りを加速させるものと思われます。また、目をみはる近年の弁理士試験合格者の増加傾向からしても、今後も、若手会員の声を会務に大いに反映させてまいりたいと考えております。そんな中、本年度幹事長として、しっかりした意見と P A 会に対する参加意欲をもった多数の若手会員と触れる機会を得、P A 会の未来に明るい光を感じ取ることができました。そのような先生方には、是非、今後積極的に

幹事会に参加して頂ければと願っております。

3 . 本年度の活動状況

本年度の P A 会の運営にあたっては、日本弁理士会役員選挙(「秋の陣」)を控え、会の活性化および組織力の強化こそが肝要であると考えております。この点については歴代の幹事長もおそらく心を砕かれ、特にいまさら強調することでもないと思いますが、先にも触れた近年の弁理士試験合格者数の急激な増加は、これまでの P A 会、ひいては日本弁理士会の健全な運営を脅かすものであり、これまで以上に現会員と合格者に対し P A 会の魅力をアピールし、会の活性化と組織力の強化に努める必要があると思います。

このような状況から、本年度では以下の活動に重点をおいております。

(1) P A 会研修の充実

合格者の急激な増加に対処すべく、日本弁理士会の新人研修等とは異なる P A 会独自の研修を実施致しております。各研修では、それぞれ第一線で活躍しておられる P A 会の先生方が講師お引き受け下さり、感謝しております。また、それと平行して現会員に対しても各種研修を多数提供致しております。本年度の研修の詳細につきましては、研修部会幹事の鴨田哲彰先生による作業部会報告を御覧下さい。

また、研修後は、ほぼ毎回、組織部会幹事の井出正威先生が中心となり、講師を交えての親睦会を開催致しております。

(2) P A 会情報網の整備

P A 会会員への各種情報の伝達手段としては以前から同報ファックスがあり、重要な情報については従来通りこの同報ファックスを使用しておりますが、最近の電子メールの普及に伴い、本年度当初に各人のメールアドレスの P A 会への積極的登録を呼びかけました。この結果、メールを使ってもかなりの会員に情報を伝達することが可能となったことから、研修の再度の案内等にはメール

を使うようにし、経費削減に努めております。

また、これまで同様にP A会のホームページからは、幹事会報告、同好会報告、各種イベントの告知を積極的に行っております。なお、先日の弁理士試験論文合格者に対する口述練習会の案内は、アップと同時に満員御礼を出さなければならず、本年度の合格者の多さをあらためて実感させられました。

(3) 各種イベント

本年度も例年通り、祝賀会、旅行会等の各種イベントを積極的に開催し、また今後も多数開催を予定しております。詳細につきましては、企画1部会幹事の藤谷史朗先生及び企画2部会幹事の神林恵美子先生による作業部会報告を夫々御覧下さい。

(4) 同好会活動

P A会ではゴルフ、麻雀、テニス、ボーリング、スキー、アウトドア、スクーバダイビング等、各種同好会が設置されており、夫々活発な活動を行っておりますが、新たな同好会の提案についても逐次受付けております。

4. おわりに

最後になりましたが、残りの約半年間、幹事長として微力を尽くす所存でおりますので、会員の皆様におかれましては、更なるご支援、ご協力をお願い申し上げます。





日本弁理クラブ 副幹事長挨拶 (抜粋)

日本弁理士クラブ副幹事長 福田 伸 一

前年度P A会幹事長、本年度日本弁理士クラブ副幹事長を務めさせて頂いております。

P A会幹事長在職時には多くのP A会会員にご協力頂きましたこと、本稿をお借りして厚く御礼申し上げます。

また、本年度日本弁理士クラブ会務に際し、政策面、人事面等で多大なご協力をいただいておりますこと、厚く御礼申し上げます。

私がP A会幹事長から日本弁理士クラブ副幹事長へ移ろうとしていた冬から春先にかけて、日本弁理士会、日本弁理士クラブ、そして、日本弁理士クラブに所属するP A会にとって大きな出来事がありました。

日本弁理士クラブは、

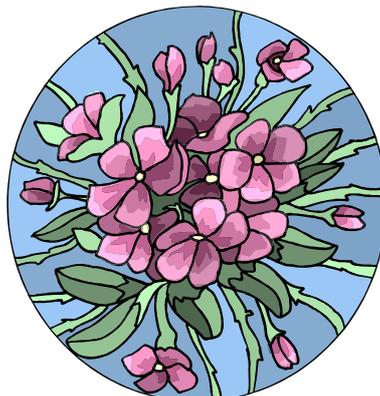
春秋会、稲門弁理士クラブ、南甲弁理士クラブ、無名会、P A会、

という5つの会派から構成されており、その総数は2000名を上回ります。

P A会をはじめとする5つの会派に所属する会員は、等しく、日本弁理士クラブの会員であるという認識の向上、5つの会派の結束、それが本年度日本弁理士クラブ執行部に課せられた最大の課題であると考えます。

この課題をいかにして解決するのか、本年度日本弁理士クラブ執行部は検討/模索しています。そして、旅行会、ポーリング大会等の恒例行事だけでなく、本年度は特定侵害訴訟代理業務試験前研修兼答案練習会、実務系研修会を実行しました。また、5つの会派に所属する会員を把握可能な名簿データを作成しました。今後も日本弁理士クラブとしての独自性を有する事業を企画、実行し、また、日本弁理士クラブとしての情報/資料を作成していきたいと考えています。

最後になりましたが、本年度日本弁理士クラブ執行部では、任期変更を検討しております。従前は、日本弁理士会役員等と同じく4月1日~3月31日の任期であったところ、これを2月1日~1月31日に変更しようとするものです。この変更は、2ヶ月前倒して執行部を立ち上げることにより、翌年度日本弁理士会委員会への委員作業を円滑にする等、今まで以上に日本弁理士会を強力にバックアップしようとするものです。近日開催の日本弁理士クラブ総会において提案させて頂く予定ですので、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。





対外的な活動状況報告

日本弁理士会副会長 大西 正 悟

平成15年度副会長として目前のことに対応するのが精一杯のまま、半年が過ぎました。P A会報への掲載記事に加えて日本弁理士クラブ会報の掲載記事の執筆依頼を受けておりますので、弁理士会内の会務報告については日本弁理士クラブ会報に掲載し、ここでは対外的な活動状況報告をします。

私が参加している定期的な活動として、産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会、この特許制度小委員会に属する特許戦略計画関連問題WG (Working Group) があります。これらについて内容および活動状況を以下に説明します。

産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会

これはその名称から分るように、産業構造審議会(経済産業省所管)の知的財産政策部に属する委員会で、平成14年9月に第1回委員会を開催して以来、今年の9月8日に第13回委員会まで開催されました。第1回~第7回(H15/3/18)までは下坂スミ子現会長が委員として参加し、特許審査請求料の値上げ等の審議が行われました。第8回(H15/5/9)の委員会から下坂会長と交代して私が委員として参加しております。

第8回委員会からは議題が変わり、主として職務発明制度の改正についての検討が行われています。職務発明制度に関しては、弁理士会では昨年度の職務発明検討委員会(本庄委員長)において検討を行ってきており、基本的な見解をホームページ上で発表しております。ここでは、現行職務発明規定(特許法第35条)の基本的理念は維持しつつ、同3項の規定については「職務発明についての対価請求権は合理的な契約があればこれを適用しない」といった趣旨の改正を提案しております。

第8回委員会以降は、特許法第35条の廃止を含めた改正検討が行われ、現在ほぼ意見がまとまりつつあります。現時点では最終案は確定されておりませんが、特許法第35条第1項および第2項は維持して、「職務発明に関する特許権についての使用者の通常実施権」および「職務発明の予約承

継」を認めるという点についてはほぼ合意に達しております。一方、同3項および4項については、「権利承継に対する対価が合理的な手続きを経て決定され、且つ対価の額が不合理でない場合には、この決定が尊重される」という趣旨に改正する方向で進んでいます。これについてはまだ異論もあり、最終的なところは変更される可能性が残されております。

特許戦略計画関連問題WG

上記特許制度小委員会にいくつかWGが設けられており、現在は「特許戦略計画関連問題WG」および「実用新案制度WG」が活動しております。

「実用新案制度WG」では制度の抜本的改正が検討され、保護対象の拡大、権利期間延長、登録後における特許への変更等が検討課題となっているようです。こちらは石田副会長がメンバーとして参加しており、石田副会長を介して弁理士会から種々の提供がなされると思っておりますのでそちらを参照ください。

私がメンバーとなっている「特許戦略計画関連問題WG」は、平成15年9月2日に第1回会合、同9月22日に第2回会合が持たれ、10月21日に第3回会合が行われる予定です。このWGの検討課題は、「特許戦略計画」、「知的財産推進計画」、および「特許法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」等で検討すべきとされている課題を中心に、迅速かつ的確な特許審査に資する制度の見直し等について検討を行うこととなっています。第1回会合では、「迅速且つ的確な特許審査による、出願人のメリット、第三者のメリット、我が国全体としてのメリットはどのようなものか」ということについて議論が行われ、第2回会合では補正制度の見直し、分割出願制度の見直しについて議論が行われました。

このWGでは、出願に際しての先行技術調査の充実、特許審査の迅速化に向けて期待される弁理士の役割等、我々弁理士に直接関係する議題について議論される予定で、これについては逐次種々の媒体を介して報告致します。



日本弁理士会 常議員会活動報告

常議員 中山 健一

私は平成14年度の常議員選挙でPA会の推薦を受けて立候補し、無投票当選させて戴きました。お忙しい中、応援団長をはじめ熱心に選挙運動をして戴いた方々の賜物と感謝すると共に心から御礼申し上げます。

本年度の常議員会は、調整委員会、第一委員会及び第二委員会の三つの委員会から成りますが、私は調整委員会に所属しています。といっても、全体合同委員会が多く、既に4回開催されています。

また、本年度は弁理士会の組織及び役員制度のあり方について、総合政策検討委員会、例規改正特別委員会、例規委員会、と合同で審議委嘱されています。これらの委員会と合同でPA会の福田賢三先生をクループ長としてワーキンググループを組織して審議しており、常議員会からも議長、副議長、第1・第2委員長が参加しています。8月には該ワーキンググループから日本弁理士会における意思決定機関の創設に関する提言が会長に提出されています。

現在の常議員会の主要な機能ないし職務は会則78条1項に規定されているように、以下の4点となります。

- (1) 正副会長会から委嘱された事項を審議し、及び決議すること。
- (2) 正副会長会が提出した会規又は常議員会において必要と認めた会規の制定、改正又は廃止に関する議案について審議し、決議すること。
- (3) 委員会の設置に関して審議し、決議すること。
- (4) 正副会長会の予算支出又は予算超過支出に関して審議し、決議すること。

私、個人にとっては、これだけでも任が重いように思いますが、弁理士会全体として考えると、選挙によって選出された構成員から成る機関としてはその存在価値が希薄な印象を受けざるをえない。すなわち、現状では常議員会には意思決定機

関としての機能はなく、弁理士会の役員から成る機関として会規制定権を有するものです。

たしかに、会則78条3項に規定されているように、常議員会は議長名で正副会長会に意見を述べるができる、ものであり、常議員の先生方にはベテランの先生方、会務に精通されている先生方も数多くいらっしゃることから正副会長会への「ご意見番」的な機能も果たし得ると思います。

しかしながら、既に5000名の会員を擁し、毎年500名前後の弁理士試験合格者が会員登録し、10年後には1万人の会員を擁する組織に弁理士会がなるであろう状況からは、広く会員の意思や意見を反映させた民主的な運営を考慮すると、総会と正副会長会との間に一定の事項（総会決議事項以外の事項）についての議決機関をおいてもよいように思いますし、だとすれば、選出構成員から成る常議員会を場合によっては改廃して新しい機関を設置することも一つの考え方もかもしれません。その場合には、会員の意思をいかに反映させる仕組みを作るかが非常に難しくも重要な課題となってくるのでしょうか。

因みに、他土業においても代議員的な性格を帯びた議決機関を総会の次に位置する意思決定機関として有しているようです。

最後に、新米常議員としてはかなり生意気なことを述べさせていただきましたが、弁理士を取り巻く環境がダイナミック変動し、それを反映して弁理士会の組織・運営もダイナミックに変動する可能性がある時期に常議員となったことを認識しつつ残りの任期を全うしたいと思いますので、今後とも宜しくお願い致します。

以上



研修特集

平成 15 年度研修部会の 現在までの活動報告

本年度は、研修活動を充実させるために、研修部会では若手の部会員の先生方に分担して、企画および実行をお願いして、有意義な研修を数多く提供できるように努めております。

第 1 回の研修のスタートは 7 月に入ってからと遅れてしまいましたが、10 月 10 日現在まですでに 9 回の研修を開催いたしました。

以下に、今までの活動の概略をご報告させていただきます。

1. 第 1 回特別研修

本年度第 1 回の研修を平成 15 年 7 月 10 日に開催しました。講師として、西岡邦昭先生をお迎えし、「特許出願等の様式およびパソコン出願ソフトの主要な変更点と対応策について」をご説明いただきました。

最初に、今年度第 1 回の研修ということで、本多一郎幹事長にご挨拶いただいたあと、日本弁理士会副会長の西岡正悟先生に最近の日本弁理士会の動き等をご説明いただきました。

7 月 1 日からの特許出願等の新様式の採用、パソコン出願ソフトのバージョンアップというトピックに関して、西岡先生に、ポイントとなる事項を適宜ピックアップしていただきながら、改正の概要全体についての的確な解説を行っていただきました。

特に、単に様式面ではなく、パソコン出願ソフトの基本的な考え方が変更になっているなど、単に改正の概要を書面からみただけでは見逃してしまうチェックポイントがいくつかあり、その点の説明は大いに参考になったと思います。

- 講義風景 -



2. 第 1 回一般研修

本年度第 1 回の一般研修を平成 15 年 7 月 16 日に開催しました。講師として、前年度日本弁理士会副会長を歴任された村田先生をお迎えし、「弁理士をとりまく環境の変化について」をテーマにご講演いただきました。

政治・行政・国際を含めた周辺の大きな流れの中で、弁理士制度が現在どのように位置づけられ、将来的にどのように変化することが予想されるのか、さらには、変化への対応、そして、弁理士制度をわれわれ弁理士がどのような方向に持ってゆくべきか、大変興味深い内容を 2 時間にわたって講義いただきました。

研修の題目としては、難しい素材でしたが、村田先生にわかりやすく解説いただき、特に若手の先生

には、現在の政治等の潮流の中で、われわれを巡りどのような議論がなされているのか、具体的な内容を通じてご理解いただけたのではないかと思います。

講義の概要は、別紙の添付ファイルをご覧ください（一太郎形式）。

能力担保研修のない貴重な夕刻であり、また、日弁幹事会などの行事と重なる日程でしたが、37名の参加者がありました。

また、研修後も、組織部会の企画により、JTビルにあるイタリアンレストラン「トラットリア イブリミ」において、10時半まで懇親会を開催し、多くの先生方に参加いただき、懇談の機会を設けることができました。組織幹事の井出正威先生に感謝申し上げます。

- テキスト（一部抜粋） -

弁理士をとりまく環境の変化について

7月16日
P A会 村田 実

1. 大まかな流れ

構造改革（小泉首相の基本政策）
自民党知的財産調査会 会長○○○（知財改革に大きな影響力あり）
自民党知的財産議員連盟 会長△△△（知財改革に大きな影響力あり）
知的財産戦略本部 ×××が事務局長 ◎◎◎が総括
民主党、公明党にも知的財産議員連盟に相当するものが創設
国会議員への知的財産意識の高揚 ← 弁政連の努力

◎科学技術創造立国
総合科学技術会議（内閣府に設立）
3年間で投資される24兆円の有効活用
部会の1つで知財戦略→知的財産戦略大綱に反映

◎規制緩和（民の活用）

◎司法制度改革
隣接士業へ委ねる業務範囲拡大
弁理士法改正（1次、2次） 3次は？
税理士法改正 税務訴訟について補佐人の地位獲得
司法書士法改正 少額訴訟代理権付与→知財を扱う可能性
行政書士 知財に多大の興味あり（著作権、商標、意匠）
1次改正のしこり

国際化 外弁（外国法事務弁理士）に対する規制緩和
知的財産重視
知的財産を新司法試験の選択科目化？
知財ロースクール？
民訴法の改正
各士業の人数大幅増加
司法試験は近い将来3000名合格へ
弁理士試験合格者の大幅増員は1次改正の裏面
弁理士は500名前後の状態から1000名の声有り

◎知財重視政策（経済再生の切り札） 中国、韓国等からの追い上げに対抗
知的財産戦略会議→知的財産戦略大綱→知的財産基本法
→知的財産戦略推進本部→知的財産推進計画（案案が発表）

基本政策
発明の創造、保護、活用の知的創造サイクルを確立して、知的創造スパイラルへ
前進では大学重視（基本発明重視）
大学に知的財産管理本部の設置（30大学の選定）
産・学（官）連携
活用で、知財の価値評価や証券化等
知財を動産や不動産と同じ取引の対象とする

保護では迅速な審査、迅速な裁判、水際での取締り
知財高等裁判所 特許審査迅速化法 日本版ITC？
裁判外紛争処理（ADR）での弁理士への期待
人材養成 専門人材としての弁理士、弁理士
専門人材以外の人材養成（知的財産ビジネス）
日本弁理士会は、知的財産政策推進会議で対応（現在休職中？）
知的財産戦略大綱の考えは、既に一部実現化へ
料金改訂、異議と無効審判一本化、
知財の証券化
先端医療発明の特許容易等
著作権では優秀なコンテンツ輩出
弁理士は契約関係が重要
ブランド力の強化とデザイン力の強化
知財重視政策の象徴→知財高等裁判所

2. 外弁法改正
主たる項目
外弁による弁理士の雇用の自由化（2年程度の猶予期間）
弁理士との特定共同事業の兼歴（自由な業務提携が可能）
外弁と弁理士との間の財布（経理）の一本化
弁理士と外弁
相互に雇用OK（法務省見解）
外弁は原則として知的財産を扱えない→外弁法違反
外国への出願仲介は可能と思われる
外弁に雇用された弁理士は、外弁法違反の補助に注意
外弁事務所でも業務を行うことによって、日本において国際的な業務のノウハウ等を取得できる

共同事務所、雇用
特許業務法人および弁理士は無限責任
弁理士の法人事務所は有限責任の予定
外弁事務所の母体（本国事務所）は有限責任が多い
ビッグローファーム、ビッグ公認会計士事務所への対応は？
外弁問題でもっとも影響を与えている事項
将来の経営と実務の分離（事務所の株式会社化？）
特別区における「病院の株式会社形態での経営」が参考

3. 国際関係
WTOのGATS
GATSの対象となるサービス業務に、弁理士、弁理士等が含まれる
日本から米国へのリクエスト
弁理士の守秘特権
米国において日本特許庁への特許出願についてのサービス提供
人の移動の自由化（特に経済界）
高技能知識人の国際間での移動が大々占めるのが現状
GATSビザの提示（入国審査特許の遅延問題はWTO管轄外）
米国でのFLC制度（外国弁理士の活動を認める制度）
弁理士はかやの外

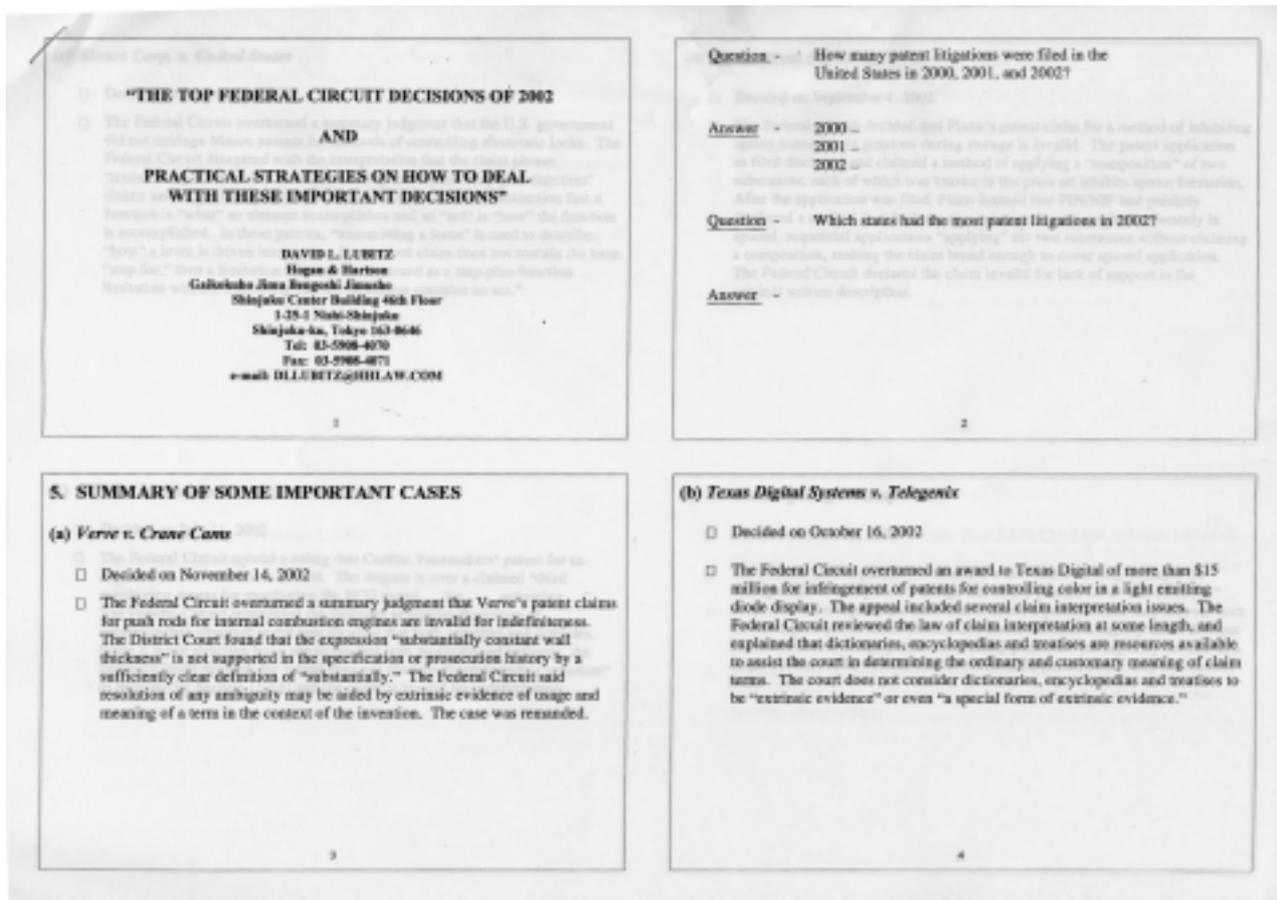
3. 第1回国際研修

第1回国際研修を平成15年7月24日に開催しました。講師として、日本弁理士会研修所の講師としても活躍されている Hogan & Hartson の David Lubitz 先生をお迎えして、テーマ「THE TOP FEDERAL CIRCUIT DECISIONS OF 2002」について、解説いただきました。

昨年の CAFC の特許に関する主要な判例について、時にはジョークを混ぜた和やかな雰囲気の中、熱心に2時間にわたって講義していただきました。具体的には、機能的クレームの解釈、experimental use の適用の有無、prosecution latches, utility patent 及び design patent に基づく損害賠償請求権の重複的行使の可否、on sale bar による特許無効、Festo 判決、同判決後の Examiner 's reason for allowance を受領したときの注意点及び対応等につき、講義していただきました。

特に、各判例から見て日本の実務家として留意すべき点についても、解りやすく説明され、外国実務に携わっている参加者にきわめて有意義な内容でした。

- テキスト（一部抜粋） -



4. 第1回新人研修

本年度第1回の新入研修を平成15年8月1日に開催しました。研修は、初めての試みとして、特許庁が行う審査官研修を参考に、「進歩性の判断について」というテーマでグループ討論形式により実施しました。

講師として、萩原康司先生、福村直樹先生、井出正威先生、松井伸一先生にお願いしました。

実際に進歩性の判断が争われた実用新案の審判事件を題材とし、2件の引用文献との対比で、当該考案の進歩性が維持できるかどうかという観点で議論を行いました。

約80分のグループ討論（各6名ずつの4グループ）では、進歩性肯定・否定の立場を各自明らかにした上でその論理付けについて互いに議論を行い、その後、グループごとに議論の経緯・結論等を発表するというスタイルの研修となりました。

素材は、「受け皿付きの棒付きアイスキャンディー」という簡単な内容でしたが、各グループとも、クレームからの発明の特定や進歩性の有無について見解が分かれ、活発な議論が展開されました。

普段の中間処理業務では、第三者の意見や考え方を「生」の形で聞く機会が少なく、今回の研修のようなディスカッション形式の研修は、経験の浅い会員にとって大いに参考になったと思います。

また、研修後の懇親会で、渡辺望稔先生に「特許庁における審査の迅速化」に関する解説を頂き、弁理士を取り巻く環境の変化についての具体的な説明が経験の浅い会員にとって大いに参考になりました。

【本願明細書】

Int. Cl.⁸ 識別記号
A 28 G 8/02
B 65 D 85/76

(全 4 頁)

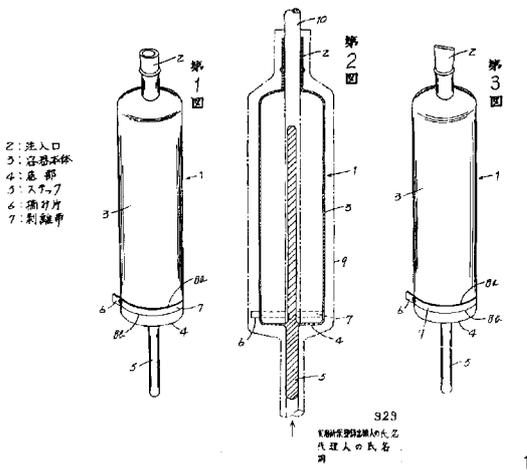
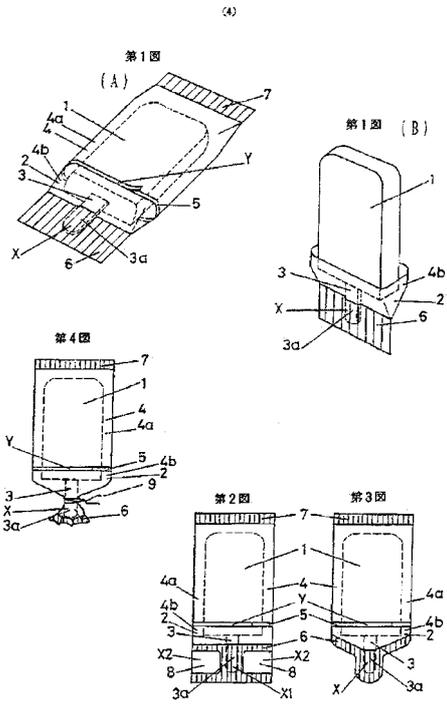
◎考案の名称 受け皿付きの棒付きアイスキャンディー

◎出 願 昭62(1987)5月3日

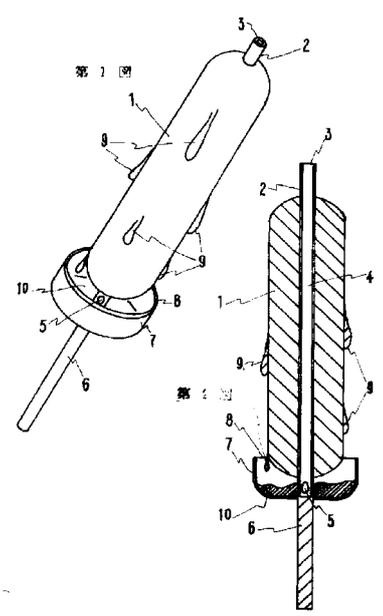
◎実用新案登録請求の範囲

- (1) 棒付きアイスキャンディーにおいて、アイスキャンディーの棒をアイスキャンディーの包装袋の下部に固定する手段と、かつ当該包装袋の上部を下部より切り取るための開封手段を有することを特徴とする、受け皿付きの棒付きアイスキャンディー。
- (2) 前記包装袋の開封手段が開封テープ、切り欠き、ミシン目であることを特徴とする、実用新案登録請求の範囲第1項に記載の受け皿付きの棒付きアイスキャンディー。
- (3) アイスキャンディーの棒とアイスキャンディーの包装袋の下部を固定する手段が、溶着により成されることを特徴とする、実用新案登録請求の範囲第1項又は第2項に記載の受け皿付きの棒付きアイスキャンディー。
- (4) アイスキャンディーの棒とアイスキャンディーの包装袋の下部を固定する手段が、溶着により成され、当該溶着部が第2図の如く筒状に成されることにより、袋状のポケットX2を設けたことを特徴とする、実用新案登録請求の範囲第1項、第2項又は第3項に記載の受け皿付きの棒付きアイスキャンディー。
- (5) アイスキャンディーの棒とアイスキャンディーの包装袋の下部を固定する手段が、溶着か又

- はよじつて、紐又は針金でくくることであることを特徴とする、実用新案登録請求の範囲第1項又は第2項に記載の受け皿付きの棒付きアイスキャンディー。
- ◎考案の詳細な説明
- (A) 産業上の利用分野
本考案は、棒付きアイスキャンディーの食べこぼしや取壊による破片、泥は受け皿を受ける皿が包装袋の下部からなる、受け皿付きの棒付きアイスキャンディーに関するものである。
- (B) 従来の技術
従来では、棒付きアイスキャンディーを食べるとき、包装袋を持ってアイスキャンディー全体をむきだしにして棒を持って食べた。
- (C) 考案が解決しようとする問題点
然し、棒付きアイスキャンディーは、かなり速く食べないとその一部が溶けてその溶け残が棒伝わって、手や衣服を汚し不快な思いをした。又、当該アイスキャンディーの食べこぼしや棒からの脱落もあつて、床等を汚したり、或は大平を食べ損なうことがあつた。
- 本考案は、このような欠点を除いて、ゆつくり快適に食べることを可能にするものである。
- (D) 問題を解決するための手段
棒付きアイスキャンディーにおいて、アイスキ



923
実用新案登録出願人
代理人 氏名



実用新案登録出願人

5. 第2回新人研修

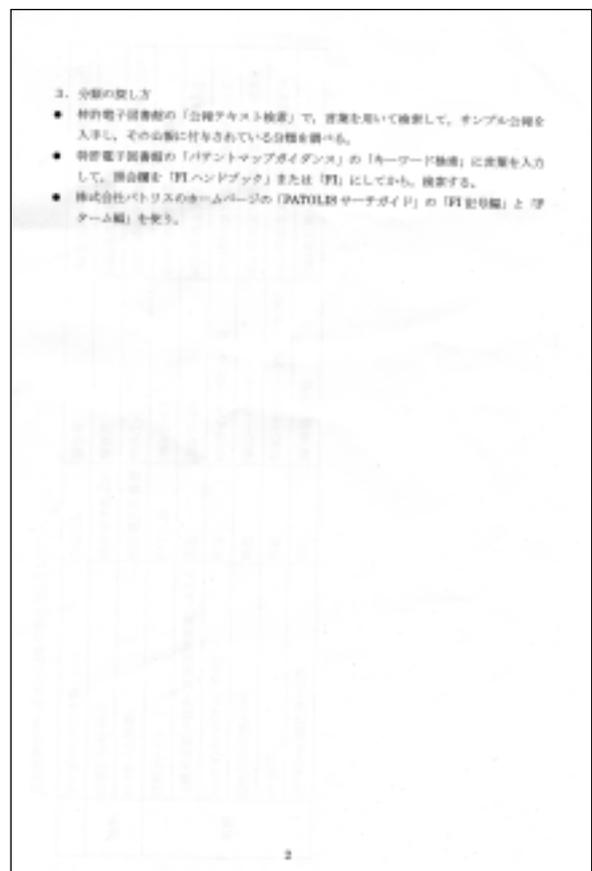
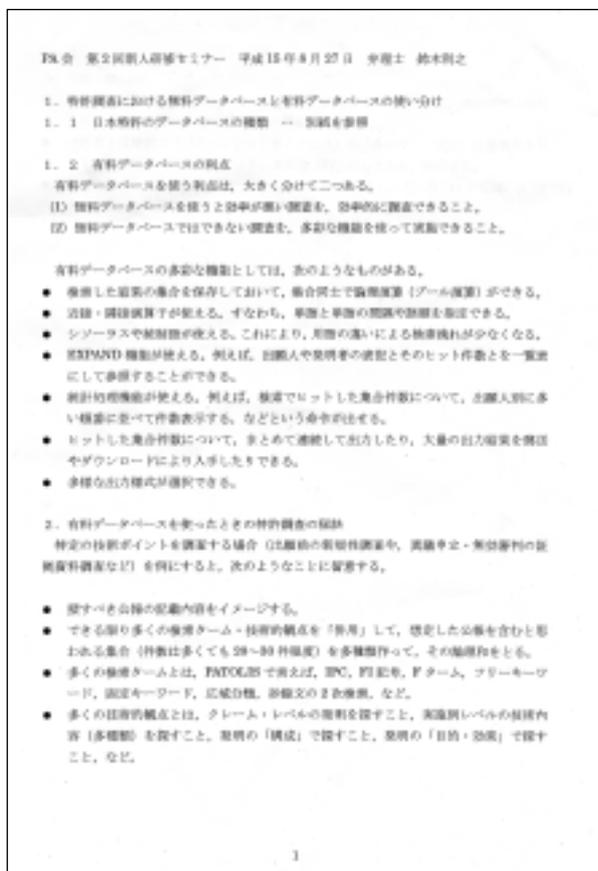
第2回の新人研修を平成15年8月27日に行いました。特許調査のスペシャリストである鈴木利之先生をお迎えして、「特許調査について」というテーマにて、講師による実演も取り入れた講義形式で実施しました。

多くの参加者があり、参加出来なかった会員からも再度の開催を希望する声もあり、特許調査の重要性と必要性が認知されてきていることが実感されました。

「特許調査における無料データベースと有料データベースの使い分け」、及び「有料データベースを使ったときの特許調査の秘訣」をメインのテーマとしつつ、初めに参加者から数多くの要望を聞いて、それらの要望への回答を随所に織り交ぜながらの講義となり、とても実のある研修となりました。

具体的には、FI記号の重要性・その検索手法、有料データベースにおける検索式の作成手法、調査依頼報告書の作成上の注意点等について説明いただき、初心者から経験者まで会員にとって大いに参考になったものと思います。

- テキスト抜粋 -



6. 第2回国際研修

第2回国際研修を平成15年9月12日を開催しました。現在アンダーソン・毛利法律事務所に勤務し、セールスポイントは「コレポン歴20年」という神林恵美子先生をお迎えし、「知的財産実務家のための英文レター作成」をテーマに講演いただきました。

英文レターに対する心構えから、具体的な叙述に至る幅広い内容でした。特に、日本人は、外国に対して依頼のレターを出す場合に気後れしてしまう場合があります。これに対する、神林先生の「当方がお客なのだから」「日本人だとわかっているのだから多少の文法の間違いは相手もわかってくれる」という言葉は大きな励みとなりました。

神林先生が作成して下さったテキストは秀逸であり、多様な具体例に富みつつ、ちょっと変わった事例?等もあり、楽しく読むことができながら、実務の参考に大いに役立ちます。

また、doubt と suspect の相違等日本人が陥りやすいちょっとした知識等も説明して頂き、多くの方にとって有意義なセミナーでした。後半の質問の時間において多くの質問が出されたことは言うまでも

7. 第2回特別研修

平成15年9月18日(木)に、産形和央先生、加藤朝道先生、渡辺望稔先生の3名を講師にお迎えして、「審査基準の改訂について」と題して、審査基準における新規事項の取扱いの改訂についてご講演頂きました。

なお、今回の研修は、日弁各派所属の先生方にも開放され、各会派からも多くの参加者がありました。

最初に、日本弁理士会特許委員会副委員長の産形和央先生に、審査基準の改正の概要を説明いただきながら、今後の実務への影響を検討していただきました。今回の改正で、「直接的かつ一義的な」という新規事項にならないための要件から「一義的な」という要件がなくなる予定ですが、従来の審査基準と新しい基準案を比較しながら、どのように実務上扱われるようになるかを具体的にご講義いただきました。

また、審査との関係面だけでなく、新規事項の追加は無効事由になっている関係から、実務上においてどのように補正の範囲を検討すればよいかなどについても解説いただきました。

次に、現行審査基準改訂時に特許委員長をされていた加藤朝道先生より、現在の審査基準が導入された際の経緯から、現行審査基準の問題点を解説していただき、その観点から今後の審査基準をどのようにとらえていくべきかご講義いただきました。

その後、具体的事例について熱心な質問が参加者からあり、質問事項について、講師の先生方から丁寧に解説いただくとともに、講師の先生方と参加者の間で検討が行われました。

審査基準をクリアして、補正が認められても、裁判所は明細書に記載されていた事項か否かの観点から、新規事項の追加の有無を判断することから、権利化後の取扱いも含めて、補正をなしていく必要性を十分に認識させられたことが、記憶に残っております。

最後に、渡辺望稔先生より、今後の知財環境の変化の中で、実務的に、審査の促進がクローズアップされており、弁理士が適正かつ迅速な補正手続を行っていく役割とその重要性についてご講演いただきました。

- 資料抜粋 -

1

新出特許番号	特許事項	種別	事項	審査の状況	備考
1	1	上位概念化・下位概念化	特許請求の範囲の変更	○	補正範囲
2	2	上位概念化・下位概念化	ローライセンス	×	
3	3	上位概念化・下位概念化	特許請求の範囲の変更	×	
4	4	上位概念化・下位概念化	特許請求の範囲の変更	*	
5	5	上位概念化・下位概念化	コンピュータプログラム	*	
6	6	上位概念化・下位概念化	コンピュータプログラム	*	
7	7	上位概念化・下位概念化	コンピュータプログラム	*	
8	8	上位概念化・下位概念化	コンピュータプログラム	*	
9	9	上位概念化・下位概念化	コンピュータプログラム	*	
10	10	上位概念化・下位概念化	コンピュータプログラム	*	
11	11	上位概念化・下位概念化	コンピュータプログラム	*	
12	12	上位概念化・下位概念化	コンピュータプログラム	○/×	
13	13	上位概念化・下位概念化	コンピュータプログラム	○	
14	14	上位概念化・下位概念化	コンピュータプログラム	○	
15	15	上位概念化・下位概念化	コンピュータプログラム	○	
16	16	上位概念化・下位概念化	コンピュータプログラム	○	
17	17	上位概念化・下位概念化	コンピュータプログラム	○	
18	18	上位概念化・下位概念化	コンピュータプログラム	○	
19	19	上位概念化・下位概念化	コンピュータプログラム	○/○	
20	20	上位概念化・下位概念化	コンピュータプログラム	○	
21	21	上位概念化・下位概念化	コンピュータプログラム	○	
22	22	上位概念化・下位概念化	コンピュータプログラム	○	
23	23	上位概念化・下位概念化	コンピュータプログラム	○	
24	24	上位概念化・下位概念化	コンピュータプログラム	○	
25	25	上位概念化・下位概念化	コンピュータプログラム	○	
26	26	上位概念化・下位概念化	コンピュータプログラム	○	
27	27	上位概念化・下位概念化	コンピュータプログラム	○	
28	28	上位概念化・下位概念化	コンピュータプログラム	○	
29	29	上位概念化・下位概念化	コンピュータプログラム	○	
30	30	上位概念化・下位概念化	コンピュータプログラム	○	
31	31	上位概念化・下位概念化	コンピュータプログラム	○	
32	32	上位概念化・下位概念化	コンピュータプログラム	○	
33	33	上位概念化・下位概念化	コンピュータプログラム	○	
34	34	上位概念化・下位概念化	コンピュータプログラム	○	
35	35	上位概念化・下位概念化	コンピュータプログラム	○	
36	36	上位概念化・下位概念化	コンピュータプログラム	○	
37	37	上位概念化・下位概念化	コンピュータプログラム	○	
38	38	上位概念化・下位概念化	コンピュータプログラム	○	
39	39	上位概念化・下位概念化	コンピュータプログラム	○	
40	40	上位概念化・下位概念化	コンピュータプログラム	○	
41	41	上位概念化・下位概念化	コンピュータプログラム	○	
42	42	上位概念化・下位概念化	コンピュータプログラム	○	
43	43	上位概念化・下位概念化	コンピュータプログラム	○	
44	44	上位概念化・下位概念化	コンピュータプログラム	○	
45	45	上位概念化・下位概念化	コンピュータプログラム	○	
46	46	上位概念化・下位概念化	コンピュータプログラム	○	
47	47	上位概念化・下位概念化	コンピュータプログラム	○	
48	48	上位概念化・下位概念化	コンピュータプログラム	○	
49	49	上位概念化・下位概念化	コンピュータプログラム	○	
50	50	上位概念化・下位概念化	コンピュータプログラム	○	
51	51	上位概念化・下位概念化	コンピュータプログラム	○	
52	52	上位概念化・下位概念化	コンピュータプログラム	○	

8. 第3回新人研修

本年度第3回の新人研修を平成15年9月25日に行いました。今回も、第1回に引き続いて、「進歩性の判断について」というテーマでグループ討論形式で実施しました。講師として、松田嘉夫先生、萩原康司先生、井出正威先生にお願いしました。

今回は、機械の分野で実際に進歩性の判断が争われた特許の審判事件を題材とし、3件の引用文献との対比で、当該発明の進歩性が維持できるかどうかという観点で議論を行いました。

ディスカッション形式の研修も2回目になり、前回の研修に参加された方も多かったことから、各グループとも初めから活発な議論が展開されました。素材は「成形品のバリ取装置」に関するもので、前回より複雑な事例になったことから、クレームからの発明の特定の仕方によって進歩性の有無について見解が分かれました。講師の先生方からは、発明をどのように捕らえるかという点での確かなアドバイスを頂き、研修参加者には大いに参考になったと思います。

9. 第4回新人研修

第4回新人研修セミナー（商標）報告

平成15年10月2日（木）に、講師として、大西 育子先生・神林 恵美子先生・古関宏先生をお迎えして、商標の類否判断に関する演習形式の研修を開催しました。

審決例4例につき、参加者に類否が問題となった各事案の本願商標及び引用商標の態様をテキストとしてあらかじめ参加者に配布しておき、それに基づいて審査官研修の形式で、各班で討論を行いました。各事案につき、講師の指導の下で各班の意見を集約しました。

討論終了後、各班の代表者が各事案についての検討結果を発表した後、各班の検討結果とその理由を比較し、実際に出された審決例を参照しつつ、問題の所在及び最近の審決の動向等について、古関先生に講評していただきました。また、商標経験者が少ないということから、商標に関する代表的判決についても説明いただきました。

商標の経験が少ない参加者をはじめとして、商標を日ごろ担当する者にとっても、講師の先生方及び他の参加者との直接の討論によって、商標への理解を深める有意義な研修となりました。

称呼の発生		2003年10月7日 PA会研修資料	
※ 名号	イグジ/meikue	K05 + 2000	8659 前巻構成中の片仮名文字部分は欧文文字部分の称呼を特定したものと無関係に判断し得るものであるから、前者より生ずる称呼は「イグジ」のみであるといわざるを得ない
※ 涼味	涼味の糸/すずみのい	K30 10	4471 前者「すずみ」のいとは部分は、「涼味の糸」の文字の読み方を特定するために付けられた発音であるから、「スミ」の読みを生ずる
※ 暖か暖か/あったかあったか	暖か暖か/ダントダ	K25 2000	16238 仮名文字部分が他の文字部分の称呼を特定すべき役割を果たすものと無関係に認識できるときは、仮名文字部分より生ずる称呼がその商標より生ずる自然の称呼とみるのが相当である
※ 幹いき	幹種	K30 11	1907 後者の漢字の右側に書かれた「い」の平仮名が「幹」の漢字の読みを特定したものと認められるものであるから、「い」の称呼を生ずるものと認めるのが相当である
ゲイウ	GUIWANG/桂王	K33 8	18464 前者は「桂王」の中国語読みを表したものと直ちに理解し得るほどに我が国において知られているとは認められず、「ゲイウ」の称呼を生ずるというのが相当である
おおとり/大鷹	TAHO	N25 3	14143 おとりという想像上の大鳥を意味する語として親しまれ、「おとり」の称呼を生ずる
白雲	薄雲 うすぐも	N11 2	12284 平仮名が漢字の読みを特定したことは否定しないが前者の「薄雲」の読みは「うす」及び「くも」が読み込まれ、親着に書かれた「雲」から「うす」として取り出される
征服/セイロン	Xing Fu/星福	N01 1	16203 後者「征服」が漢字「セイロン」と読まれるとはいえないから「征服」より生ずる通常の読み以外の称呼をもって取引に差支えられない
正/しろう	黒/くろりすたる	N28 56	21680 前者は「水通」という観念の点において通ずることを認めようとしても、黒の漢字「くろ」の役割を果たすべき、その称呼を特定したとはいえない
※ どさん娘/ムス	造産子	N32 61	17321 「娘」は一般に親しまれている語で、後者はその下部に「ムス」の片仮名文字を付していること相俟って、「ドサムス」の称呼を生ずるものとみなすのが相当である
※ Leica/ライカ	拾筆	N21 58	14161 片仮名文字部分が漢字部分の称呼を特定すべき役割を果たすものと無関係に認識し得るときは、その称呼がその商標の自然の称呼とみるのが相当である
※ ブルー	KAZERYU/風龍	N01 58	19039 前者は特定の読みで親しまれているとはいえない「ローマ」の併記より「カゼリ」の称呼のみ生じ、他の称呼、観念は生じない
※ 灰	読/いざない	N17 59	25118 前者「いざない」の平仮名文字は漢字部分の称呼を特定すべき役割を果たすものと容認し得るといえるから自然の称呼は「イザナイ」とみなすのが相当である
※ あずまみや/東郷	Tote	N24 56	9364 片仮名文字部分が漢字部分の称呼を特定すべき役割を果たすものと無関係に認識し得るときは、片仮名文字部分より生ずる称呼が自然の称呼とみるのが相当である
※ 美粧	ほほえみ/微笑	N04 57	18030 前者は下部に書かれた漢字部分「微笑」の文字から「ホホエミ」の称呼を生ずる
O&K	わんじい/王鑑	N32 55	15686 前者は上部に平仮名文字が書かれているとしても、下部の「鑑」の漢字部分「わんじい」が読み込まれるのが普通であり「わんじい」の読みを生ずるものと認められる
※ 俊成	ヒロサ/宏正	N26 59	4425 仮名文字部分が漢字部分の称呼を特定すべき役割を果たすものと無関係に認識し得るときは、仮名文字部分より生ずる称呼が自然の称呼とみるのが相当である
※ 補綴/ウルトン	ホルトム	N01 57	11472 前者より「ホルム」(後者より「ホルトン」あるいは「ウルトン」)の読みを生ずるものと認められる
※ 蜂峰/ニキミネ	蜂峰	N13 56	26086 後者は構成より「蜂峰」の読みを特定したものと認められ、仮名文字に「ニキ」が「ニキミネ」の称呼のみ生ずるとみなすのが相当である

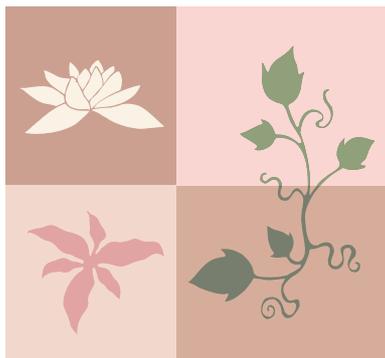
作成 古関 宏

「ト」「ド」音相違の類否		2003年10月7日 PA会研修資料		
ト	※ 3B HAT(ハット)	HAD(ハット)	N09 51	14938 4754 1
ト	※ 3F DOWA(周知(ローウ))	TOWA(トウ)	N06 59	6963 3306 75
ト	※ 3F tron(トロン)	DORON(ドロン)	N11 57	2481 3458 71
ト	※ 3F トレス	TRES(トレス)	N19 58	4480 3574 69
ト	※ 3F トレス	TRES(トレス)	N19 58	24203 2829 15
ト	※ 3M MEDOU(メドゥ)	METO(メト)	N25 56	17821 3247 1
ト	※ 4F トレー	トレー(トレー)	N32 51	12518 1984 65
ト	※ 4F TOPS(トプス)	DOPS(ドプス)	N26 56	3008 2450 77
ト	※ 3B 7/4	ACD(アック)	N10 51	1381 1900 73
ト	※ 3B ACT(アクト)	ACD(アック)	N10 51	1381 1900 73
ト	※ 3B 7/4	Sandoz(サンドゾ)	N01 48	3946 1643 35
ト	※ 3B SANDO(サント)	サント	N09 53	10638 1937 3
ト	※ 3B LAUTO(ラウト)	ROAD(ロード)	N12 55	2323 2216 61
ト	※ 3B 7/4	7/4	N30 51	5154 2289 13
ト	※ 3B 7/4	RODI(ロディ)	N24 55	714 2532 37
ト	※ 3B ロード	LOAD(ロード)	N23 55	20380 2853 23
ト	※ 3B and(アンド)	And(アンド)	N07 59	14878 3097 65
ト	※ 3B VAD(ヴァド)	VAT(ヴァット)	N11 59	20835 3277 95
ト	※ 3B MAD(マッド)	MAT(マット)	N21 59	13692 3510 69
ト	※ 3B ドット	ドット	N17 60	1129 3552 51
ト	※ 3B DOT(ドット)	ドット	N17 60	24899 3832 59
ト	※ 3B SORD(ソード)	SORT(ソート)	N06 59	21822 3773 11
ト	※ 3B KID(キッド)	キッド	N04 60	7822 3850 29
ト	※ 3B GANT(ガント)	Gant(ガント)	N24 63	21292 4317 71
ト	※ 3B MAD(マッド)	MAT(マット)	N24 63	11762 4523 125
ト	※ 3B フォート	Fort(フォート)	N20 51	15903 4658 107
ト	※ 3B FORT(フォート)	Fort(フォート)	N20 51	15904 4658 109
ト	※ 3F トー	トニー	N01 55	15853 2280 75
ト	※ 3M SHADOW(シャド)	Chateau(シャト)	N24 49	475 1533 43
ト	※ 3M シェイク	シェイク	N11 53	9485 1866 79
ト	※ 4B GRANT(グラント)	Grand(グランド)	N13 51	1302 1585 99
ト	※ 4B FRETTE(フレット)	フレット	N17 55	16102 2263 73
ト	※ 4B グラド	グレート	N07 2	12288 3955 97
ト	※ 4B font(フォント)	FOND(フォンド)	N11 63	22587 3889 95
ト	※ 4B QUAT(クワット)	QUAT(クワット)	N11 62	18943 4009 83
ト	※ 4B スパド	SPAD(スパド)	N09 60	13743 4071 59
ト	※ 4B COLLANT(コラント)	COLANT(コラント)	N22 51	9502 4683 99
ト	※ 4F 東通(トウツウ)	東通(トウツウ)	N26 53	11773 1937 81
ト	※ 4M かいじろ	開成(カイセイ)	N28 55	9650 2216 87
ト	※ 4M ADOL(アドール)	アドール	N03 57	9835 2501 89
ト	※ 4M BURDON(バードン)	Bardon(バードン)	N28 53	10614 3503 53
ト	※ 5B SERAPID(セラピッド)	Therapic(セラピック)	N01 57	20188 2815 73
ト	※ 5B MOBIL(モビライ)	Mobilat(モビラット)	N01 56	4394 3123 23
ト	※ 5B Pure aid(ピュアアイト)	PUREIGHT(ピュアイト)	N18 2	15723 4207 95
ト	※ 5F TRAX(トラックス)	DOLAX(ドラス)	K01 6	15254 4857 89
ト	※ 5M 雲華堂(ウンカ)	雲華堂(ウンカ)	N30 56	5306 2310 95
ト	※ 5M 雲華堂(ウンカ)	雲華堂(ウンカ)	N30 56	10592 2425 71
ト	※ 5M 花見屋(ハナミヤ)	花見屋(ハナミヤ)	N31 2	14064 3916 109
ト	※ 6B ホームド/HOMEMATE	HOMEMATE(ホームメイト)	N19 50	908 1523 95
ト	※ 6B INGRID(イングリッド)	12/2(リット)	N04 52	12764 1933 83
ト	※ 6B アクアコ	アクアコ	N07 59	20911 3059 89
ト	※ 6B AQUACOAT(アクアコート)	アクアコート/Aquacord	N04 2	14706 4194 43
ト	※ 6M ROTO-STAR(ロトスター)	ROAD STER(ロードスター)	N24 48	152 1543 53
ト	※ 6M CARDOX(カドックス)	CARTOX(カトックス)	N01 53	12528 1381 85
ト	※ 6M 宝華堂(ホウカ)	宝華堂(ホウカ)	N30 55	10195 2590 9
ト	※ 7M HYTEK(ハイテック)	ハイテック	N09 61	4179 3739 49

作成 古関 宏

内容的にはご報告としては不十分なところもあると思いますが、研修自体は参加されてはじめて意義を有するものです。

今後も引き続き、P A会会員の先生方が興味を持たれるテーマについて研修を企画して参ります。是非、この特集をお読みになって興味を持たれましたら、今後の研修にご参加ください。



政策部会



狩野 彰

1. 政策部会の概要

政策部会は、弁理士、P A会、日本弁理士クラブ、日本弁理士会を取り巻く、種々の政策問題を議論、検討しています。そして、政策部会の特色、メリットとして、日本弁理士会や我が国の知的財産制度などに関する最新の課題や問題点をタイムリー

に知ることができ、それらの資料、情報を入手しやすく、知識経験豊富な先生方のご意見、お考えを直に知り、論理面で自由活発に議論を戦わせることができることを挙げるができます。

平成15年度の政策部会には40名と多くの会員が参加され、部会長の福田賢三先生と三上結先生をはじめとして、ベテランの先生方とともに若手ホープの先生方にも加わっていただいております。

2. 主な政策テーマ

本年度の政策部会が議論、検討した主な政策テーマは次のとおりです。

【特許無効審判などにおける指定期間の短縮】

答弁書の提出期間を大幅に短縮し、短期間で審決が出るように変えようとするものです。翻訳期間や現地代理人、在外手続者との連絡のための時間がまったく考慮されていないようであり、特に在外者の答弁期間を国内手続者と同程度の期間にしようとする点など、大きな問題、影響があります。

【実案制度の見直し】

特許制度と実案制度とを同時に利用できるようにする等の実案制度を使いやすくする工夫が必要と考えられる。また、工業製品は将来意匠制度の保護対象外となる可能性もあるが、工業製品の外観等を簡易に保護する制度が必要になるとも考えられる。工業製品の外観等の保護については、意匠法を改正する際や新実案制度を設計する際には考慮すべき検討事項の1つではないか。

【構造改革特区における弁理士派遣】

単に弁理士法の専権業務に違反するといった理由だけではなく、人材派遣業務を行う法人が弁理士を派遣することによって生ずる具体的な問題点や弊害について検討し、日本弁理士会を通じて特許庁へ提言を行いました。一方、世の中の新たな

うねりとして、経営者と士業者（資格サービス提供者）との分離が求められ始めている兆候ではないかとの意見もあった。

【日本弁理士会の新会館の取得】

会員数増に伴い研修や会議のために大きな研修ホールや多くの会議室も必要になり、現在の弁理士会館では手狭となってくる。また、日本弁理士会の渉外機能等を強化するために、役員室や対応スペースや情報管理スペースなども新設しなければならない。

一方、新会館の取得方法として、購入が賃借かは将来の返済計画も絡めてさらに議論されるべきである。

【日本弁理士会の組織と役員制度】

意思決定機関と執行機関との分離が主なねらいであると考えられ、前者を総会、理事会、常務理事会の3階層とし、正副会長会や常議員会を発展的に解消するという構想である。

【日本弁理士会の支部の各地設置】

支部を近畿、東海だけではなく全国各地に設置し、地域での会員活動を活発化すること等をねらっている。特に、関東や首都圏に支部を設立することを当初目的としているようである。

【日本弁理士クラブ役員の任期改定・日本弁理士クラブ会計年度の改定】

日本弁理士会の委員会の委員人選等を次期日弁役員が責任をもって行えるようにする趣旨である。日弁5会派の意見はすべて賛成であった。

3. 今後の展望

政府の知的財産戦略本部が発表した「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」の具体化、実現のために、今後、多くの政策問題を本部会でも検討することになる。当該推進計画実施のためのロードマップに対応して日本弁理士会が政府へ提言し、また政府施策を実行する一助となりうるように日本弁理士クラブ等を通じて本部会も日本弁理士会を支えて行くことになる。

したがってP A会政策部会をさらに充実させる必要があり、知的好奇心の旺盛な会員のご参加をお待ちします。また、現・部会員の先生方には来年度以降も引き続き参加され、電子メールによる議論等を活発に行っていただくことをお願いいたします。

庶務部会

白井伸一

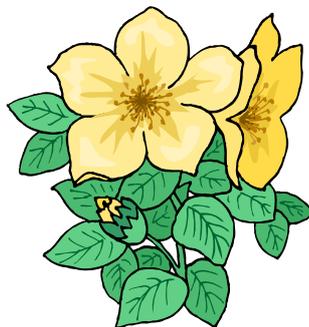
本多幹事長からの御依頼により庶務1部会の幹事を勤めさせていただくことになって半年が過ぎようとしております。

庶務1部会というのは、ほぼ1ヶ月に1度のペースで開かれる幹事会のセッティング、すなわち、幹事会メンバーへの案内送信と出席確認、弁理士会館会議室の予約、夕食の弁当と飲み物の手配、及び当日の受付と最後の戸締りというのが主な仕事で、要するに雑用係といったところです。他の部会のように、集中的に作業をこなさなければならないハードな時期があるわけではなく、また一人で全部の作業をこなすことも可能ですが、その反面、毎回、欠席や遅刻が原則として許されないというのも結構つらいところがあります。

私などは、これまでPA会の各種活動にほとんど顔を出していなかったものですから、初めはメ

ンバーの方の顔と名前がわからず、大先輩の先生方に対して受付の際に失礼をかけたこともあったかと思えます。それでも、半年(すなわち幹事会を6回)ほどこなしてみると、メンバーの方の顔と名前は大体一致してきましたし、大先輩の先生方や同年代の先生方が活発に意見交換等をする場に接していると、弁理士という職業の実態や、それが社会と関わり社会に翻弄されるダイナミズムを垣間見ることができます。

以上のように、庶務1部会を勤めることは、特に新進気鋭の若い方(私は何もしないうちに多少年を重ねてしまいましたが)にとって、弁理士という職業の世界を最初に覗いてみるよい機会だと思います。グリーンPAの方、一度、庶務1部会を勤めてみませんか。



庶務部会



濱中淳宏

本年度は、担当幹事の私と部会長の市原政喜先生の2名体制です。庶務2部会は、会員データの管理、同報FAXシステムの管理、および会員名簿の発行を担当しています。昨年度まで担当していた慶弔関係は、庶務3部会に移行しました。以下、部会の業務を簡単に説明します。

【会員データの管理】 主として以下の4つの業務を行っています。

- (1) 新規入会の申込を受け付けると、幹事会に入会承認を諮ります。幹事会の入会承認を得た後、会員データおよび同報FAXシステムに登録します。新規入会会員には、会員名簿と会報をお送りしています。
- (2) 日本弁理士会が毎月発行するJPAAJAジャーナルに会員の異動届が掲載されます。この中からPA会員を抽出し、異動の内容を会員データおよび同報FAXシステムに反映します。
- (3) PA会のホームページ、名簿や会報に掲載

されている届出用紙などにより、随時会員からの変更届を受け付けています。(2)と同様に、届出内容を会員データおよび同報FAXシステムに反映します。

- (4) 会報部会において、PA会メーリングリストの管理を行っています。そこで、(1)~(3)で得られた電子メールアドレスを、定期的に会報部会に報告します。

【同報FAXシステムの管理】

東洋情報システム(株)が運営する同報FAXシステムを利用して、PA会からのお知らせ、幹事会、作業部会、同好会の連絡を行っています。このシステムに登録されている同報リストの管理を行っています。上述した会員データの更新とともに、同報リストを更新しています。なお、本年11月に東洋情報システム(株)によるサービスが停止するのに伴い、リクルート(株)が運営する同報FAXシステムに移行する予定です。

【会員名簿の発行】

上述した会員データに基づいて、毎年1回、会員名簿を発行しています。



庶務部会

福田伸一

庶務部会は、本年度新設された部会です。とはいっても、新規な業務を行うのではなく、P A会会員、更には日本弁理士会会員等の慶弔事を作業する部会です。

会員等に不幸があった場合、日本弁理士会事務局から当部会へF A X連絡があります。事案をP A会慶弔規定（P A会名簿末尾掲載）に基づき処理し、弔電、生花等により弔意を表します。あわせて、その旨をP A会会員へ同報F A Xにより報告します。

また、春 / 秋の叙勲褒章の時期には、これまた日本弁理士会事務局からの連絡に基づき、祝電等により祝意を表します。

何れの作業も、時間との勝負です。特に、上記前者の作業は、通夜、告別式の日取等をP A会会員へ連絡しなければなりませんので、一刻を争います。

ともあれ、担当幹事として、上記前者の作業が少なくなって閑職なること（=不幸の数が少なくなること）を望んでいる今日このごろです。



KAIKEI

会 計 部 会



会計部会は、P A会の会務を運営するための財務管理を行う部会です。本年度の部会構成メンバーは、担当幹事の私のほかに、伏見直哉先生（部会長）と鴨田哲彰先生の合計3人となっております。

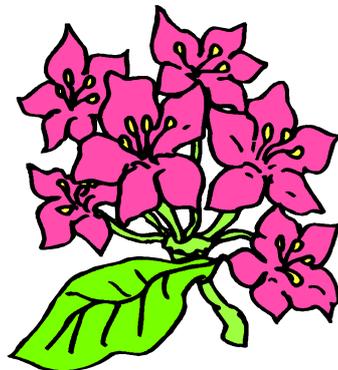
松 井 伸 一 作業内容は、最初に、前年度幹事から作業を引き継ぎ、今年度用の銀行口座を開設して、繰越金を受領するところから作業が始まります。次いで、幹事長ほか数名の先生方にお集まりいただき、年1回の会合が開催されます。この会合で、運営費をどのようにするかが決定され、運営費の寄付のお願いという重要な仕事が始まります。

封筒を準備し、お願いの書状を作成し、宛名ラベルを作成し・・・、とこの作業が一番大変ではありますが、伏見先生にも手伝ってもらい、たん

たんとなしました。その後は、日々、郵便局から送られてくる入金案内と、銀行口座への入金のチェックです。

おかげさまで、本年度も600万円を上回る額のご寄付をすでにいただいております。P A会の会務運営に深いご理解をいただき、寄付金をお振り込みいただきました先生方には、この場を借りまして、深く御礼申し上げます。

さて、皆様からお預かりしました寄付金は、各作業部会の活動作業費、各同好会への補助金、日弁への分担金への拠出金に利用させていただいております。会計部会では、これらに伴う銀行振込等の作業を日常業務としており、振込作業を処理しています。今後も、この日常作業が続き、P A会全体としての会計報告を作成の上、総会でご承認いただくこととなります。残り半年となりましたが、最後まで、ミスがないように細心の注意を払っていきたいと考えております。



人 事 部 会

足 立 泉

人事部会の主な仕事は、日本弁理士会の各委員会の委員の推薦、また日本弁理士クラブ（日弁）に対して日弁内の各委員会の委員を推薦することです。この作業のほとんどは例年3月に行われます。尚、日本弁理士会への委員の推薦は、PA会等各派で推薦者を挙げて日本弁理士クラブ（以下日弁という）で調整を行い、次に日弁外の会派（連合、西日本）との調整を行って決まるシステムになっています。

その他には、PA会幹事会に対して常議員候補（3名又は4名）監事候補（1名）等の役員候補の推薦を行います。これは6月頃に行われることとなります。また、日弁の要請に基づき弁理士試験委員の推薦や、特許庁主催審査官コース研修会への新人会員の参加者の推薦等、その他日弁から要請を受けた各種活動への人員の推薦を行います。

日本弁理士会の委員は、3月に百数十名の推薦を行う関係から、部会の開催も一時期に集中することになります。この時期が人事委員会としてはもっとも忙しいこととなります。また、日本弁理士会の役員選挙が11月に変更された結果、常議員、監事の推薦期限が上述のとおり6月頃になりました。その上、今年は選挙の関係で常議員候補者の人数が急遽5名となり、協議委員会のご協力も仰ぐこととなりましたが、特に候補にお名前の上があった方々には、色々お手を煩わせることとなりました。

弁理士業務を30年以上継続しておられる方は、日本弁理士会の推薦により春又は秋に黄綬褒章の受章の榮譽を受けることができますが、単純に弁理士業務だけの功績ではなく、委員会活動並びに役員活動等の公的活動が認められて推薦されることとなります。勿論、褒章のために委員を推薦するわけではありませんが、会員各位にはこのシステムもご紹介しておきたいと存じます。

ともあれ、委員会活動はあくまでもボランティアです。最近このようなボランティア活動を躊躇される会員が多くなるようであり、その結果必要とされる日本弁理士会等の委員を兼任する会員が増える傾向にあり、そのような方のご負担も増しております。一人の会員が一つのボランティア（委員活動）を行えば、日本弁理士会の活動もよりス

ムーズに行えると思われれます。何卒、会員各位のご協力を宜しくお願い致します。

そこで、昨年の基準に従って、人事部会は委員長、副委員長及び委員の推薦を決めました。その基準とは次の通りです。

- (1) 委員長は、原則として、前年度副委員長として当該委員会に参加している会員。
- (2) 副委員長は、会員登録5年以上で過去に当該委員会に所属した経験のある会員。
- (3) 委員は、会員登録2年以上であること、委員希望アンケートに返答された会員又は前年度当該委員会に委員として参加された会員
過去に常議員を経験された会員で、まだ登録後30年経過していない会員
- (4) 名古屋支部の会員をバランスよく、委員会に割り振る
- (5) 原則として同一委員会へは同一事務所から2名以内に抑える
- (6) 前年度委員長は、継続性の為に委員として残留させる
- (7) 原則として一人の会員を複数委員会に所属させない。

但し、希望の多い委員会もあり、また実務委員会としての緊急の活動が必要とされる委員会もありますので、このような場合にはPA会の各部会又は委員会の部会員等で活躍された経緯のある人を優先させていただきます。

希望のない委員会につきましては、委員として推薦する必要もあり、電話連絡等個別にお願いしたケースもあります。

尚、委員への推薦が、会派の単位で行われている関係で時として、同一委員会に同一事務所から複数名（2・3名など）推薦されることがありますが、かかる状況は他の会員の委員推薦の枠を減らすこととなりますので、2名以内に抑えるようお願いしたいと思います。

（人事部会からのお願い）委員として推薦したもにかかわらず、委員会への出席回数の少ない会員がいらっしゃいます。月に一度程度の委員会ですの

で、なるべく出席されるようお願い申し上げます。
また来年になりましたら平成16年度の委員希

望のアンケート調査を行いますので、ご協力の程
を宜しくお願い致します。



企画部会



藤谷 史朗

企画I部会は、PA会の行事のうち、春の叙勲褒章受章者祝賀会、夏のイベント、そして秋の弁理士試験合格祝賀会の企画および実行を担当しています。従来は3月のPA会総会も担当していたのですが、日本弁理士会の選挙の時期が秋に変わったため、PA会新年会が新年会兼

総会兼次年度役員激励会となったので、近年は企画II部会が総会を担当しています。

今年の企画I部会は、部会長が宇都宮正明先生、部会員が企画部会経験の豊富な松井伸一先生および舟橋榮子先生、並びに来間清志先生、花村泰伸先生、大山健次郎先生です。

春の叙勲褒章受章者祝賀会は、今年は星野昇先生が勲四等旭日小綬章、渡部剛先生が勲四等瑞宝章をそれぞれ叙され、小池寛治先生が黄綬褒章を受章され、神原貞昭先生が経済産業大臣表彰を受賞されたので、春の叙勲・褒章受章・知財功労賞受賞祝賀会として、去る6月20日(金)に学士会館にて、落ち着いた中にも和やかな雰囲気で行われました。星野昇先生、渡部剛先生、小池寛治

先生、神原貞昭先生、おめでとうございます。

夏のイベントは、昨年までは納涼クルーズでしたが今年は趣向を変えて、去る8月6日(水)にはとバスを利用し「夜の六本木ヒルズ・ロマンチックビュー」を行いました。午後6時ごろに東京駅前に近くに集合して鍛冶橋駐車場からバスに乗り、レインボーブリッジをまわって品川プリンスホテルでバイキング形式の夕食を食べ、再びバスに乗って六本木ヒルズへ向かい、52階の展望ギャラリー「東京シティビュー」で海拔250メートルの眺めを楽しむというものでした。ご家族連れの方も多く、楽しそうでした。ただ、展望ギャラリーからの眺めは夜景になってしまったため、あまり遠くまで見えずちょっと残念でした。ご参加の皆様、ありがとうございました。

秋の弁理士試験合格祝賀会は、11月26日(水)に、昨年と同じ飯野ビル9階のレストラン「キャッスル」で行う予定となっており、もうすぐです。今年は昨年に増して多数の合格者が出ると予想されています。PA会員の皆様こそってご参加下さい。また部会長並びに部会員の先生方、準備と当日の会場運営をよろしく願います。



企画部会



神林 恵美子

企画部会は、企画部会とPA会の年間行事の企画と実行を分担して担当しています。本年度の企画部会は、旅行会と新年会、そして未定ですが秋の褒章受章者祝賀会を担当することになりそうです。本年度の企画部会は、大西育子先生という力強い部会長をゲットしましたので、女性パワーでイベントを取り仕切っています。

旅行会は例年ですと8月に開催ですが、今年は能力担保研修受講者を考慮して9月27日(土)～28日(日)となりました。旅行会の詳細については、本誌の旅行会記事をご参照下さい。この時期に旅行会を実行してみて判明したことです。9月は夏休み後で各会員はそれぞれ予定や行事が詰まっていて、参加したくても予定が合わない、といった声も聞かれました。何とか参加下さった方々の中にも、用事があって28日はゴルフや観光を楽しむことなく東京にとんぼ返りと言った方

もいらっしやいました。やはり例年通り8月とするか、あるいは寒くても行事があまりなさそうな2月にすべきだったかも知れません。

新年会は、昨年度は総会と日本弁理士会役員当選者激励会を兼ねる催しでした。本年度は年内に日本弁理士会役員当選祝賀会を行うでしょうから、総会兼新年会になるものと思われます。いずれにしる、新年に相応しい華やかな催しにしたいと考えています。

秋の褒章受章者祝賀会は、昨年度は該当者がいなかったために行われなかったイベントです。昨年以前は、新年会と兼ねていたのですが、年が改まってしまうと受賞のお祝い気分が醒めてしまう、との過去の受賞者の声もありますし、イベントの性質上総会と兼ねるのも不都合と思えます。

泥縄的ではありますが、次回又は次々回の幹事会で諮った上で、新年会、秋の褒章受章者祝賀会のイベント内容を決定して、早々に会員皆様にご案内差し上げるように致しますので、奮ってご参加下さるようお願い申し上げます。



研 修 部 会



鴨 田 哲 彰

本年度は、本多幹事長より「研修の充実化を図れ」とのご指示があり、その期待に沿うべく、一般研修部門、新人研修部門、国際研修部門の3つの部門で部会を構成し、それぞれ、岡田英子先生、中野圭二先生、黒川朋也先生に担当部会長をお願いし

ました。この3名の先生に、P A会の若手の先生方に声をかけてもらい、若手中心の部会となりました。そして、若手の先生方が自ら発案企画し、分担して実行する方針をとっております。

若手が自ら参加したいと思う研修を企画することで、P A会に所属の若手の先生に興味を持って、かつ、実のある研修を提供することができる考えたからです。

一般研修部門は、一定のテーマは持たず、状況に応じて必要とされる内容を企画してもらっています。第1回として、村田稔先生に「弁理士をとりまく環境の変化について」講義していただきました。今後は、第2回「能力担保研修対策」、第3回「商標のトピック」、第4回「ソフトウェア関連発明のトピック」、第5回「特許訴訟に関するトピック」、第6回「ライセンス関係のトピック」、第7・8回「日本弁理士会実務委員会の活動報告」を予定しております。

国際研修部門は、国際的な活躍をしているP A会の先生方や外国代理人を講師として迎え、主として、海外の特許制度や外国代理人へのレター作成など、外国関係をテーマとした研修を企画してもらっています。第1回として、ルービッツ氏による「最近のC A F C 判決」、第2回として、神林恵美子先生による「英文レター作成」をそれぞれ講義していただきました。今後は、第3回「米国特許中間処理の実際」、第4回「ヨーロッパ特許中間処理の実際」を予定しております。また、外国代理人の方が日本を訪問された際に、適宜セミナーをする予定となっております。お知り合いのアトニーでP A会でセミナーを行いたい方をご存じでしたら、黒川先生の方までご連絡願います。

新人研修部門は、その名の通り、若手に実務研鑽の場を提供することを目的とする研修を企画してもらっています。すでに、第1回として、萩原

康司先生、福村直樹先生、井出正威先生、松井伸一先生を講師として、演習「進歩性の検討」、第2回として、鈴木利之先生による「特許庁のノウハウ」、第3回として、松田嘉男先生、萩原先生、井出先生を講師として演習「進歩性の検討・機械編」を開催しました。今後は、第4回「商標の類否判断」、第5回「進歩性の判断・化学編」などを予定しております。

詳細な報告は、今回の会報で研修を特別テーマとしていただけるということですから、そちらをご覧ください。

研修部会では、若手の先生を中心に分担制を採用するという、今までの作業部会には見られなかった方式を採用しました。これにより、個々人には時間的な負担をあまりかけずに、研修の機会を多く設定することができています。ただ、それぞれが1回は研修の企画・実行を行う責任があり、それだけでも若手にとっては十分に大変なことです。特に、部会長の3名の先生方には、かなりの負担をかけてしまっています。このように、若手が苦勞して開催しておりますので、今後の研修に大いに期待していただくとともに、是非興味のある研修がありましたら、積極的に参加していただくよう、お願い申し上げます。

なお、これでは、幹事は何をしているのか、と怒られそうなので、幹事企画の特別研修として、西岡邦明先生に「パソコン出願制度の変更」、産方中央先生・加藤朝道先生、渡辺忘年先生に「審査基準（新規事項の追加）の改正」について研修を行っていただきました。また、今後も越智隆夫先生による「P C T 制度の改正」などをテーマに適宜開催する予定です。

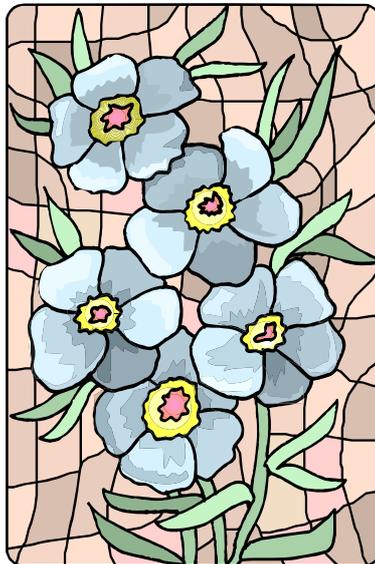
研修部会は、会員相互の親睦・研鑽を深めるとともに、若手の先生方にP A会の活動に興味を持っていただくという、重要な任務を負っています。とはいえ、興味を持てる・有意義な研修を継続的に企画・実行していかなければ、その目的を達成することはできません。今年、研修部会に参画してくれた多くの若手の先生方が、今後も研修部会を盛り上げてくれて、次年度以降も、研修部会で提案してくれたり、部会の活動ができない場合でも研修には参加してくれたらと思っております。

さて、最後に、おかげさまでこれまで開催した

研修は多くの参加者があり、また、内容もとても充実したものとなっています。また、研修後に毎回懇親会を企画していますが、講師の先生方や若手の先生に多く参加していただき、深夜まで盛り上がることもあります。ひとえに企画実行してくれた部会員の先生方、研修に参加していただきました先生方、講師の先生方、懇親会のお手伝いをしていただきました組織部会の井出先生をはじめ、

多くの先生方のご協力によるものといえます。この場を借りて、心より感謝申し上げますとともに、今後ご協力のほどお願い申し上げます。

まだ、研修に参加する機会を得ていない先生方には、是非、今後の研修に期待していただき、参加していただきたいと思います。研修会場でお会いできることを楽しみにしております。



組 織 部 会



井 出 正 威

今年の組織部会は、若手弁理士の活性化とP A会のベテランの先生方との交流を目的に、下記のような各種行事の企画・運営を担当しています。

1. グリーンP A会員

P A会では、数年前から、新規P A会会員（弁理士登録5年以内の会員）を『グリーンP A会員』として位置付けて、各種の特典を設定しております。具体的には、本年の場合、『平成10年1月1日以降に弁理士登録したP A会員』は、全て自動的に『グリーンP A会員』となります。

そして、『グリーンP A会員』に対しては、研修会やその後の懇親会、各種P A会イベントの参加費について、無料あるいは割安な『グリーンP A会員』価格を設定しております。是非、『グリーンP A会員』であることの特典を活用し、積極的にP A会にご参加して頂ければ幸いです。

2. 研修会後の懇親会

今年は、研修部会の活動も活発で、特に、新人向け研修を数回にわけて行っています。

新人研修の後は、組織部会の企画で、弁理士会館近辺のレストラン等で懇親会を行っています。懇親会の会費については、グリーンP A会員については、無料としています。今後とも、研修会の後には、懇親会に奮ってご参加頂ければと思います。

研修の講師の先生にも懇親会には出席して頂いておりますので、きっと、研修会での席上では聞けなかったようなノウハウも教えてもらえるものと思います。

3. 口述模擬試験

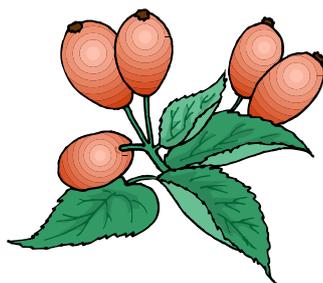
P A会では、ここ数年、組織部会の主催で、弁理士試験の論文式筆記試験の合格者対象に、口述模擬試験を開催しています。

ここでは、最近の弁理士試験の傾向と対策に精通しておられるグリーンP A会員の先生を中心に模擬試験官をお願いし、活躍して頂いています。

今年は、10月1日と2日の両日に口述模擬試験を行い、各日18名、両日で合計36名のP A会の先生に快く模擬試験官の引き受けていただき、近年で最大規模の模擬試験を開催することができました。試験官としてご活躍頂いた先生には、この場を借りて、あらためて御礼申し上げます。なお、口述模擬試験の詳細については、本会報の報告記事をご参照下さい。

4. グリーンP A会

本年は未定ですが、組織部会では、『グリーンP A会員』だけを対象とした『グリーンP A会』の開催も計画しております。しかし、どんな会だと多くのグリーンP A会員の先生に興味を持ってもらえるのか、企画の立場としては、大変悩むところです。こんな会だったら参加したいというご希望が御座いましたら、ご遠慮なくお申し出下さい。



CHUBU

中 部 部 会

小 島 清 路

中部部会は平成7年に発足して以来、8年になります。発足当時は11人のメンバーでスタートし、そのときの代表幹事を私が務めさせて頂きました。その後、小西先生、五十嵐先生及び岡戸先生が順次、代表幹事を務め、本年は、縁があって、古巣の私が務めることになりました。現在のメンバーは28人となり、着実に増えています。

当初から、新生の中部部会は、「勉強会中心」に活動しており、その際の講師の先生は、ほとんど東京のPA会の先生にさせて頂きました。素晴らしい講師の先生に恵まれ、我々、中部部会の会員にとって大変有り難く感謝するとともに、PA会には素晴らしい人材が多いことを改めて感じます。

今年度も、既に、7月25日に、PCTの第一人者である越智隆夫先生に「PCT出願の実務(2004年1月施行の法改正内容を含む。)」というテーマで行って頂きました。PA会以外の5人の先生を含めて、全体で18人の参加者があり、盛

大に行うことができました。

今後、更に、11~12月に行われる合格祝賀会を兼ねて、柳田先生の「米国特許の実務() - 特に日本と米国との特許制度の違いについて - 」の勉強会を行います。今年の3月に行われた、柳田先生の「米国特許の実務について」に引き続いて同先生による第2弾の勉強会です。

来年3月頃には「EPの実務」についての勉強会を行う予定です。

これらの勉強会及び合格祝賀会を通じて、会員の実力を高めるとともに、東京の先生との親交も深めて行きたいと思っています。

また、PA会の良さを新しい先生にも理解してもらって、会員増強も自然体で進めたいと思っています。

今後とも、地道に且つ自然体で勉強会を中心にした活動を行って行きたいと思っています。



会 報 部 会



萩原 康 司

会報部会は会報誌「PA」の企画・発行と、PA会のホームページの運営を担当しています。なお、従来会報部会が担当していた「PA会会員名簿」の発行は、昨年度から庶務部会が担当しています。

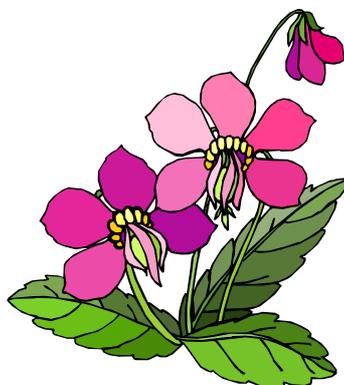
本年度の会報部会員は、窪田郁大先生(部会長)、伊藤孝美先生、岩永勇二先生、中隅誠一先生、西岡邦昭先生、増子尚道先生、松田嘉夫先生及び小池寛治先生です。なるべく会務の経験が少ない若手の先生にお願いしたつもりです。僅かでもPA会の行事に参加するきっかけになってくれれば幸いです。

本年度は、会報誌の発行時期が弁理士会の定時役員選挙運動期間中と重なりました。その関係で、選挙に関連した記事が多く掲載されています。また、本年度は研修部会の活動が活発であり、特に若手会員を対象とした実務研修が盛んに行われています。そこで、研修報告を特集記事に選びまし

た。その他は、おおむね例年通りの内容の会報誌となっています。

PA会のホームページにつきましては、専ら窪田郁大先生を中心にした若い先生方に更新等をお願いしています。最近は、会員の皆様からメール等で様々な情報が寄せられるようになっており、ホームページのコンテンツも充実しています。特に各種イベントの報告などは非常に早くホームページに掲載されますので、イベントにご参加できなかった皆様も、ホームページを見ることによってその場の雰囲気や多少は感じ取ることができると思います。PA会のホームページのURLは、「<http://www.pa-kai.gr.jp/>」です。皆様、是非とも”お気に入り”に登録をお願いします。

ホームページの内容をより一層充実させるために、皆様からの有益情報、近況報告などを随時募集しています。また、ホームページに対するご希望・ご意見も歓迎しますので、会報部会宛E-MAILにてお気軽にお送り下さい。アドレスは、「kaihou-bukai@pakai.gr.jp」です。





平成15年度P A会

春の叙勲・褒章受章・ 知財功労賞受賞祝賀会

企画 部会部会長 宇都宮 正 明

本年度は、P A会から、星野昇先生が勲四等旭日小綬章の栄に浴され、渡部剛先生が勲四等瑞宝章の栄に浴され、小池寛治先生が黄綬褒章の栄に浴され、神原貞昭先生が経済産業大臣表彰の栄に浴されました。

このように、叙勲・受章・受賞された先生方が多かったので、学士会館の320号室を借り切って、盛大な祝賀会を取り行うことになりました。出席者は、総勢で43名となり、例年にない大盛況だったのではないかと思います。

祝賀会は、平成15年6月20日の正午から開始され、幹事会相談役代表の田中正治先生に乾杯の音頭をとって頂き、前半は歓談を中心とした和

やかな雰囲気で行われました。

後半は、増井忠式先生と浅村皓先生から祝辞のお言葉を頂き、記念品と花束の贈呈が行われました。その後、叙勲・受章・受賞された先生方から答辞のお言葉を賜わり、叙勲等にまつわる多くのエピソードを伺うことができました。

ところで、学士会館の320号室は、結婚式の披露宴にも使用されるような広い部屋であり、私は、後半の司会を担当させて頂きながら、まるで結婚式の披露宴で司会をしているような錯覚にとられました。多少のビールでほろ酔い気分になりながらも、企画 部会の本年度最初の行事を無事終了することができました。



Photo

スナップ写真





PA会夏のイベント

「夜の六本木ヒルズ・ ロマンチックビュー」報告

企画 | 部会 部会員 来間清志

8月6日、午後6時に集合場所である東京駅丸の内口に、会員の先生方やご同伴の方々がお集まりになられ、停留所に停車しているバスに乗り込み、ハトバスツアーが開催されました。

バスの中では、最初に本多一郎幹事長の御挨拶があり、その後、バスガイドさんの説明を聞きながら、東京湾が一望できるレインボーブリッジを経由して、ディナー会場となる品川プリンスホテルに到着しました。

到着後直ぐに、ホテルの前で参加者全員による記念写真の撮影を行ってから、ディナー会場へ向かいました。会場は1階の大きなホールで、演奏されたハワイアン風の音楽が流れる中、ビールやワイン等を片手に和洋食バイキング料理を食べながら、和やかな雰囲気の皆様方と歓談しました。

食事後再びバスに乗り込み、夜の都心を眺めながら、最後の目的地である東京の新名所、六本木ヒルズに到着しました。

六本木ヒルズでは、海拔250m、地上52階にあり360度の眺望が楽しめる大展望台、東京シティビューまで、最新の高速エレベーターに乗って一気に上がり、そこで都心の夜景を心行くまで眺めました。そこは、ライトアップされた東京タワーが非常に近くで見えるなど、眺望がすばらしく、安らげる場所でした。

その後は自由行動となり、現地で解散しました。最後に、私は妻と子供(4歳)と共に参加させていただき、非常に楽しく過ごすことができ、この催しのお世話係をしていただきました部会幹事の藤谷史朗先生に対し厚くお礼申し上げます。



Photo

スナップ写真





平成 15 年度口述模擬試験の報告

井出国際特許事務所 野 上 晃

平成 15 年 10 月 1 日、2 日の両日（いずれも午後 6 時から 9 時）、東海大学校友会館（霞ヶ関ビル 3 3 階）において、平成 15 年度弁理士試験論文式筆記試験合格者を対象に開催致しました P A 会主催の第 3 回口述試験模擬試験について報告させていただきます。

当日までの準備

口述模擬試験会場の手配及び試験官役の先生方については、組織部会幹事井出正威先生のご尽力により、会場については、上記の通り、また講師として延べ 35 名の先生にご協力頂けることになりました。

また、講師としてご協力いただく先生方には、事前に参考資料として口述試験過去問集（平成 12 年度～平成 15 年度）をお送りいたしました。この資料は、鴨田哲彰先生よりご提供いただいたものです。

口述模擬試験の進め方については、最近の口述試験の方式に極力合わせ、特許法・実用新案法、意匠法および商標法のブースをそれぞれ 3 組設け（合計 9 ブース）、各ブースに講師の先生方 2 名に待機していただき、特許法・実用新案法 意匠法 商標法の順に受験生がブースを移動し、講師の先生方から模擬試験を受けることと致しました。受験生の定員は、36 名 / 日 × 2 日 = 72 名、試験時間は、1 人 10 分の予定です。

論文式筆記試験の合格発表のあった 9 月 24 日午後、主に P A 会の諸先生方の事務所に口述模擬試験開催のご案内を致しましたところ、同日より多数の申し込みがあり、26 日に本多一郎幹事長及び西岡邦明先生より P A 会ホームページへの口述模擬試験参加者募集記事掲載に当たって申し込み状況のお問い合わせを頂いた時点では、既に定員に達しているという状況でした。

最終的には、10 月 1 日 37 名、2 日 36 名、合計 73 名の受験生の方に口述模擬試験開始時刻等を連絡し、11 名の方にはお断りの連絡をしました。

当日の様子

いよいよ口述模擬試験当日、会場には、三方の壁際にそれぞれ特許法・実用新案法、意匠法及び商標法のブースが相互に衝立で仕切られた状態で壁に沿って並んで配置され、会場の中央には軽食が、一角には飲み物が用意されていました。

各ブースごとに、ベテランの先生と若手の先生が組まれて講師を担当されました。受付は、井出正威先生が担当され、オブザーバーとして本多一郎幹事長および小池寛治先生が駆けつけてくださいました。

受験生は、両日とも 1 人のキャンセルもなく、当方より連絡しておりました全員が各自の模擬試験開始時刻 10 分前には入場されております。

模擬試験中、各ブースでは、講師の先生方から受験生に対して口述試験の過去問をベースとした問題とともに、アドリブでご自身の経験に裏付けられた的確な問題が出題されていました。

また、模擬試験の講評では、講師の先生方は、受験生に的確なアドバイスをされるとともに、励ましの言葉をかけられていました。私も、1 日、2 日の両日意匠法の試験官を担当させていただき、昨年は自分が受験生だったことを懐かしく思いながら、受験生にプラスとなるようなアドバイスをするとともに、彼らを励ますように努めました。

更に、退場される受験生 1 人 1 人に対しても、本多一郎幹事長、井出正威先生が励ましの言葉をかけられていました。

模擬試験終了後には、講師の先生方と軽食を頂くとともに、懇親を深める機会を設けて頂きました。

まとめ

今回の口述模擬試験は、結果として参加された受験生延べ 73 名、ご協力頂いた講師の先生延べ 35 名を数え、P A 会主催の口述模擬試験始まって以来の最大規模となりましたが、上記のように無事終了することができました。全体的には非常に好評であったと思います。その後、参加された一部の受験生からお礼のメールを頂きましたので、以下に幾つかご紹介いたします。

「先日は、口述模擬試験に参加させて頂きまして、ありがとうございました。大変役に立つ経験とアドバイスとを頂くことができました。」「受験生に自身を持たせるよう配慮されていたようですし、いい訓練になりました。」「昨日はPA会主催の口述練習会に参加させていただき、大変ありがとうございました。練習会は初めての参加でしたが、大変ためになりました。指導していただいたことを参考に口述試験に無事通るように残りわず

かな日にちを頑張っていきたいと思っています。」

最後に、ご多忙な中試験官としてご協力頂きました諸先生方、資料を提供して下さった鴨田哲彰先生、企画から当日の受付をされました井出正威先生およびオブザーバーとしてお越し下さった本多一郎幹事長および小池寛治先生には、厚く御礼申し上げます。皆様、本当にご苦労様でした。

以上

講師陣

10月1日(水)

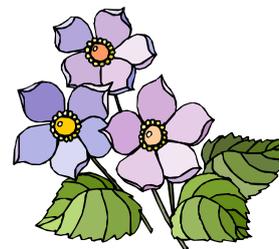
	特許法・ 実用新案法	意匠法	商標法	受付： 井出正威先生
1G	松田嘉夫先生 大山健次郎先生	小林生央先生 鈴木大介先生	古関 宏先生 上田和弘先生	オブザーバー： 本多一郎幹事長 小池寛治先生
2G	伏見直哉先生 佐藤玲太郎先生	花村泰伸先生 前川砂織先生	鴨田哲彰先生 石戸 孝先生	
3G	浅村昌弘先生 尾原和貴先生	濱中淳宏先生 野上 晃	中山健一先生 坂井樹弘先生	

10月2日(木)

	特許法・ 実用新案法	意匠法	商標法	受付： 井出正威先生
1G	越智隆夫先生 岩永勇二先生	中野圭二先生 本多昭雄先生	板倉忠文先生 坂倉夏子先生	オブザーバー： 本多一郎幹事長
2G	在原元司先生 中隈誠一先生	高見 憲先生 池上徹真先生	河合千秋先生 岡田英子先生	
3G	藤谷史朗先生 青木 充先生	新開正史先生 野上 晃	加藤ちあき先生 青島恵美先生	

Photo

口述模擬試験の様子



平成 15 年度 P A 会旅行会報告

企画 部会長 大 西 育 子

今年は、9月初めまで能力担保研修があったため、9月27日(土)、28日(日)に上諏訪への旅行会を開催しました。宿泊は、諏訪湖に面したホテル紅や(<http://www.hotel-beniya.co.jp>)で、総勢40名のご参加を頂き、天候にも恵まれ、一応(?)無事に終了いたしました。

今年も、昨年と同様に研修会を開催し、宴会に先立ち、ホテル会議室にて元弁理士会副会長 渡辺望念先生に「弁理士、弁理士会はどこへ行くのか!」と題して、1時間程度のご講演を賜りました。限られた時間の中ではありましたが、渡辺先生には感銘深いお話を賜り、大変感謝しております。

セミナー終了後18時半より20時まで、恒例の宴会をホテル内宴会場で行いました。宴会は、企画 部会幹事神林恵美子先生の司会で進行し、幹事長本多一郎先生と協議委員長村田実先生よりご挨拶を頂き、浅村皓先生の乾杯で盛況な宴会を催すことができました。

宴会終了後は、マージャン組と歓談組などに分かれ、散会しました。歓談組の会場はホテル内カラオケルームだったせいか、カラオケと歓談で夜

中まで楽しいひとときでした。

翌朝は、ゴルフ組(諏訪湖カントリークラブ)と観光組(蓼科ロープウェイ マリー・ロランサン美術館 諏訪大社上社本宮 北澤美術館 上諏訪駅)に分かれていましたが、今回も、ご多忙なスケジュールのため、蜻蛉返りを余儀なくされた方がおられました。

ゴルフ組は、女性の参加者の人数が例年より多かったことが幸いしたのか、レディース組を構成することができました。一方、観光組については、昼食をとる予定だったレストランが中華料理のみであることが事前に判明し、せっかくの信州旅行だからとの旅行社の方のご配慮で、急遽、予定を変更し、信州そばを頂くことができました。

旅行当日に行われたJR中央線高架化工事の終了が予定より大幅に遅れていたために、28日午前中に東京へ戻られた方やゴルフ組にとっては帰路が大変だったようです。(後になれば、これもいい思い出となるのでしょうか??)

最後になりましたが、参加者の方々には、お忙しい中ご参加頂きまして御礼申し上げます。



PA会運営資金に ご寄付いただいている先生方

PA会会計幹事 松井伸一

PA会は、伝統的にその会務運営に要する費用を会員の先生方による任意のご厚意に依存しております。会員の方々へのご寄付の依頼状は、例年PA会幹事長と会計幹事の連名で発送させていただいております。

ここに、本年度の会務運営費をご寄付いただきました先生方のお名前を掲載させていただき、PA会の会務運営に対して賜りました深いご理解に心から御礼申し上げます。

なお、一昨年度の会報(19号)より、当該年度にお振り込みいただきました先生方のリストを掲載しております。本年度も、平成15年9月30日現在までにお振り込みいただきました先生方のお名前を掲載させていただきますので、その点ご了解下さい。なお、その後にお振り込みいただきました先生のお名前は、PA会のホームページ等を通じて掲載させていただきますので、ご了承下さい。

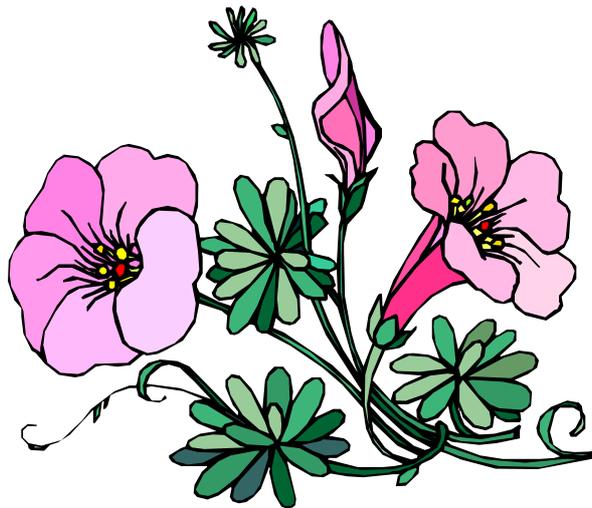
最後に、新たなご寄付をお申し出下さる場合には、下記の郵便振替口座に1口5千円を目安にお振り込み下さい。お振込には、同封の「払込取扱票」をご利用下さい。

郵便振替口座番号 00170-7-536820

加入者名 PA会

阿形 明	浅井 章弘	浅村 皓	厚田 桂一郎	阿部 美次郎	網野 友康
新井 孝治	飯田 岳雄	飯田 伸行	飯田 房雄	石井 陽一	石川 新
石黒 健二	石田 純	泉 克文	一色 健輔	井出 直孝	井出 正威
伊東 彰	伊藤 茂	伊東 忠彦	伊東 哲也	稲垣 清	稲葉 良幸
井上 義雄	猪股 祥晃	今村 正純	岩佐 義幸	岩田 弘	上島 淳一
内山 充	宇都宮 正明	江原 望	大家 邦久	大垣 孝	逢坂 宏
大谷 保	大塚 文昭	大音 康毅	大西 正悟	小笠原 吉義	岡田 守弘
岡戸 昭佳	岡部 正夫	小川 順三	小川 信一	押本 泰彦	小野 尚純
小原 二郎	影山 光太郎	加古 進	柏谷 昭司	春日 譲	片桐 光治
片山 英二	加藤 朝道	香取 孝雄	狩野 彰	鴨田 哲彰	河合 千明
川上 宣男	川口 義雄	川崎 仁	川野 宏	木川 幸治	菊谷 公男
菊池 武胤	草野 卓	葛和 清司	工藤 宣幸	工藤 実	久保田 藤郎
黒川 朋也	桑原 英明	小池 寛治	神津 堯子	國分 孝悦	小島 清路
児玉 喜博	後藤 政喜	小西 富雅	小橋 正明	小林 英一	小林 純子
小林 十四雄	小山 欽造	櫻木 信義	佐々木 聖孝	佐藤 正美	佐藤 祐介
佐野 邦廣	市東 篤	品川 澄雄	治部 卓	清水 徹男	清水 初志
杉浦 正知	杉光 一成	杉村 興作	杉本 博司	杉本 文一	鈴木 一弘
鈴木 利之	鈴木 秀雄	鈴木 学	須田 正義	関 正治	蔵合 正博

曾我道照	高梨	範夫	竹内	澄夫	石屋	光雄	田中	敏博	田中	正治
田中嶋	谷田	拓男	谷	義一	土屋	勝章	寺崎	史朗	田中	將孝
野末	中平	治	永田	三郎	西尾	平	西岡	邦昭	二宮	正亮
長谷川	野中	彦	乘松	恭三	萩野	和彦	萩原	康司	萩原	直樹
藤井	平木	輔	平田	忠雄	広瀬	榮子	福田	賢三	福村	昭夫
本多	藤野	也	伏見	直哉	舟橋	伸一	星野	昇	細江	嘉夫
松永	增井	忠	升永	英俊	松井	良	松井	光夫	松田	正孝
宮越	三浦	邦	三浦	祐治	森山	隆	水野	昭幸	宅	成
柳田	村田	夫	森田	寛	山田	正紀	安井	隆一	柳澤	忠
湯本	山内	雄	山下	穰	山田	悟	山田	幸	山本	勝一
渡辺	吉井	也	吉田	功	吉村	德	米元	望	若田	
	渡邊	敏	部	剛	渡		渡	稔		



叙勲・褒章受章者（昭和37年以降）

秋	元	不二三	昭37	秋	黄綬	田	中	博	次	昭52	春	勲四瑞宝
			昭42	秋	勲五双光旭日	柴	中	時	之助	昭52	秋	黄綬
田	代	久平	昭38	秋	藍綬	海	老	根	駿	昭53	春	勲四旭日小
			昭44	春	勲四瑞宝	近	藤	一	緒	昭53	秋	勲五瑞宝
中	松	潤之助	昭40	秋	藍綬	秋	沢	政	光	昭54	春	黄綬
			昭42	秋	勲二瑞宝	秋	曾	我	道	昭54	春	黄綬
森		武章	昭39	秋	黄綬	吉	藤	幸	朔	昭54	秋	勲三旭日中
湯	浅	恭三	昭39	秋	紺綬	小	山	山	欽	昭55	春	藍綬
			昭46	秋	勲三瑞宝	小	川	一	美	昭55	春	勲五瑞宝
湯	川	龍	昭39	秋	黄綬	入	山	山	実	昭55	秋	勲三瑞宝
浅	村	成久	昭41	秋	藍綬	矢	島	鶴	光	昭55	秋	勲三瑞宝
小	川	潤次郎	昭43	秋	勲四旭日小	野	間	忠	夫	昭55	秋	紺綬
竹	田	吉郎	昭43	秋	黄綬	磯	長	昌	利	昭56	春	勲四瑞宝
			昭49	春	勲五瑞宝	三	宅	正	夫	昭56	秋	黄綬
黒	川	美雄	昭45	春	勲五瑞宝	吉	村		悟	昭57	秋	黄綬
中	島	喜六	昭45	秋	勲五瑞宝	池	永	光	彌	昭58	春	勲四旭日小
松	野	新夫	昭46	春	勲四瑞宝	光	明	誠	一	昭58	春	黄綬
足	立	卓夫	昭46	秋	黄綬	高	田		忠	昭58	秋	勲三瑞宝
			昭53	秋	勲五瑞宝	小	林	正	雄	昭58	秋	勲五双光旭日
清	瀬	三郎	昭47	春	勲二瑞宝	戸	村	玄	紀	昭59	春	勲四瑞宝
原		司	昭47	春	勲二瑞宝	西	村	輝	男	昭59	春	黄綬
高	橋	修一	昭47	秋	紫綬	渡	辺	総	夫	昭60	春	勲四瑞宝
			昭56	秋	勲四旭日小	大	条	正	義	昭61	春	黄綬
笠	石	正	昭48	秋	藍綬	小	山	欽	造	昭61	秋	勲四瑞宝
			昭57	秋	勲四瑞宝	松	原	伸	之	昭61	秋	黄綬
大	条	正義	昭48	秋	紺綬	桑	原	尚	雄	昭61	秋	黄綬
伊	藤	貞	昭49	秋	黄綬	中	村		豊	昭62	春	勲四旭日小
			昭55	春	勲五瑞宝	田	坂	善	重	昭62	春	勲四瑞宝
沢	田	勝治	昭50	秋	勲四瑞宝	網	野		誠	昭62	秋	勲四旭日小
小	橋	一男	昭50	秋	藍綬	岡	部	正	夫	昭62	秋	藍綬
飯	田	治躬	昭50	秋	黄綬	小	橋	一	男	昭63	春	勲四瑞宝
田	丸	巖雄	昭51	秋	勲五瑞宝	青	野	昌	司	昭63	秋	勲四瑞宝
中	島	和	昭51	秋	勲五瑞宝	大	野	善	夫	平 2	秋	黄綬
味	田	剛	昭52	春	勲三瑞宝	三	宅	正	夫	平 3	春	勲五双光旭日章
山	本	茂	昭52	春	勲三瑞宝	田	中	正	治	平 3	春	黄綬

清野今	水間	徹忠	男夫誠	平3	3	秋	黄綬
佐々木	生川	清栄長	隆吉寿	平3	3	秋	黄綬
羽石秋	沢方井	栄長政	隆吉寿	平4	4	秋	勲四旭日小
緒安瀬	谷田塚	園幸	吉光子	平4	4	秋	勲四旭日小
富大野	口村原	文良	光一徹	平4	4	秋	勲五瑞宝
浅江松	隈川	秀	光子一	平5	5	秋	黄綬
長谷川	村松木	貞清德	典昭三	平5	5	春	勲四瑞宝
吉村末	野野原	英総忠	昭三皓	平5	5	秋	黄綬
河桑須	賀田形		皓望盛	平6	6	春	勲四旭日小
平阿			穆悟男	平6	6	春	勲四瑞宝
			司郎昭	平6	6	春	黄綬
			明夫雄	平7	7	秋	黄綬
			明	平7	7	春	藍綬
				平7	7	春	黄綬
				平7	7	春	黄綬
				平7	7	春	勲四瑞宝
				平7	7	秋	藍綬
				平8	8	春	勲五瑞宝
				平9	9	春	勲四旭日小
				平9	9	春	黄綬
				平9	9	秋	勲四旭日小
				平9	9	秋	黄綬
				平9	9	秋	黄綬
				平10	10	秋	黄綬
				平10	10	秋	黄綬
				平10	10	秋	黄綬

岩田	弘	平11	春	勲三瑞宝
鈴木	雄	平11	春	黄綬
杉村	秀興	平11	春	黄綬
森田	作徹	平11	秋	黄綬
柳田	征史	平12	春	黄綬
土屋	勝宏	平12	秋	黄綬
湯本	夫郎	平12	秋	黄綬
岡部	正藤	平13	春	勲三瑞宝
久保	田忠	平13	春	黄綬
増井	原伸	平13	春	黄綬
松原	達之	平13	秋	勲五双光旭日
安菊	池武	平14	春	勲四旭日小
星野	昇剛	平14	春	黄綬
渡部	寛治	平15	春	勲四旭日小
小池	徹男	平15	春	黄綬
清水	美利	平15	秋	勲 旭日双光
宇佐		平15	秋	勲 瑞宝

(注) 黄綬 …… 黄綬褒章
 藍綬 …… 藍綬褒章
 紫綬 …… 紫綬褒章
 紺綬 …… 紺綬褒章
 勲 瑞宝 …… 勲 等瑞宝章
 勲 旭日中 …… 勲 等旭日中綬賞
 勲 旭日小 …… 勲 等旭日小綬賞
 勲 双光旭日 …… 勲 等双光旭日章
 勲 旭日双光 …… 勲 等旭日双光章

P A 会関係歴代弁理士会理事 (大正5年 - 昭和30年)

年 度	理 事	年 度	理 事 長	理 事
大正 5	中 松 盛 雄 清 水 連 郎	14年	山 田 正 実	清 水 連 郎
年	中 松 盛 雄 清 水 連 郎	15年	山 田 正 実	湯 川 龍
6年	伊 藤 栄 飯 田 治 彦	16年	沼 正 治	
7年	曾 我 清 雄	17年	沼 正 治	杉 村 信 近
10年	猪 股 淇 清			
11年	伊 東 栄 清 水 連 郎	昭18年	杉 村 信 近	湯 川 龍
	伊 東 栄 猪 股 淇 清	19年	清 瀬 一 郎	奥 山 恵 吉
12年	浅 村 三 郎	20年		沼 正 治
	飯 田 治 彦 曾 我 清 雄	21年		田 代 久 平
13年	中 松 盛 雄			沼 正 治
	飯 田 治 彦 曾 我 清 雄	22年		草 場 晁
14年	中 松 盛 雄			山 中 政 吉
	清 水 連 郎	23年	川 部 佑 吉	草 場 晁
15年	清 水 連 郎			山 中 政 吉
昭和 2	伊 東 栄	24年	田 代 久 平	広 田 徹
年	伊 東 栄 杉 村 信 近	25年		大 西 冬 蔵
3年	杉 村 信 近			田 代 久 平
4年	中 松 澗之助 草 場 九十			広 田 徹
5年	中 松 澗之助 九	26年	山 田 正 実	大 西 冬 蔵
6年	浅 村 良 次 草 場 九十	27年	小 川 澗次郎	山 田 正 実
7年	浅 村 良 次 九	28年		天 谷 次 一
8年	山 中 政 吉			小 川 澗次郎
9年	隅 田 二 郎 隅 田 二	29年		天 谷 次 一
10年	田 代 久 平 郎			山 中 政 吉
	山 中 政 吉 草 場 晁			
11年	田 代 久 平			
	曾 我 清 雄 草 場 晁			
12年				
13年				
	曾 我 清 雄			
	清 水 連 郎			

P A 会関係歴代幹事長・理事（昭和31年以降）

年 度	P A 会幹事長	日弁幹事長	日弁副幹事長	弁理士会理事
昭和31年	田 代 久 平			会長 中 松 潤之助 川 部 佑 吉
32年	横 畠 敏 介			副会長 横 畠 敏 介 中 松 潤之助
33年	山 中 政 吉	大 西 冬 蔵		黒 川 美 雄 横 畠 敏 介
34年	黒 川 美 雄			会長 大 西 冬 蔵 黒 川 美 雄
35年	黒 川 美 雄			奥 山 恵 吉
36年	小 橋 一 男	黒 川 美 雄		若 杉 吉五郎
37年	小 橋 一 男			会長 浅 村 成 久
38年	大 条 正 義			小 橋 一 男
39年	小 山 欽 造	浅 村 成 久		大 条 正 義
40年	岡 部 正 夫		西 村 輝 男	池 永 光 彌
41年	岡 部 正 夫		西 村 輝 男	会長 奥 山 恵 吉
42年	桑 原 尚 雄	奥 山 恵 吉	三 宅 正 夫	海老根 駿
43年	桑 原 尚 雄		三 宅 正 夫	岡 部 正 夫
44年	秋 沢 政 光		長谷川 穆	会長 湯 浅 恭 三
45年	秋 沢 政 光		長谷川 穆	小 山 欽 造 松 原 伸 之
46年	野 間 忠 夫	小 橋 一 男	浅 村 皓	西 村 輝 男
47年	高 橋 敏 忠		大 塚 文 昭 高 杉 敏 興	秋 沢 政 光
48年	安 井 幸 一		大 塚 文 昭 高 杉 敏 興	野 間 忠 夫
49年	浅 村 皓		大 塚 文 昭 高 杉 敏 興	会長 小 橋 一 男
50年	大 塚 文 昭	小 山 欽 造		長谷川 穆

51年	西	立	人		菊池武胤		杉村興作
52年	津田	淳			田中正治		桑原尚雄
53年	杉村	興作			浅村皓	会長	小山欽造
54年	坂田	順一	岡部正夫		田中正治		浅村皓
55年	菊池	武胤			久保田藤郎		田中正治
56年	増井	忠式			柳田征史	会長	岡部正夫
57年	村木	清司	秋沢政光		浅村皓		津田淳
58年	柳田	征史			阿形明		坂田順一
59年	田中	正治			江原望		三宅正夫
60年	江原	望			一色健輔	会長	秋沢政光
61年	阿形	明			谷義一		柳田征史
62年	清水	徹男	長谷川 (前期) 秋沢 (後期)	穆政光	杉浦正知		村木清司
63年	一色	健輔			小池寛治	会長	長谷川 阿形 穆明
平成元年	谷	義一			神原貞昭		江原望
2年	小池	寛治			村木清司		菊池武胤
3年	神原	貞昭	浅村皓		網野友康		増井忠式
4年	渡辺	望稔			福田賢三		浅村皓 大塚文昭
5年	小塩	豊			井上義雄	会長	浅村皓 谷義一
6年	井上	義雄			飯田伸行		清水徹男
7年	飯田	伸行	田中正治		渡辺望稔		神原貞昭
8年	網野	友康			加藤朝道		小池寛治 田中正治
9年	村田	実			小塩豊	会長	田中正治 渡辺望稔
10年	大西	正悟	村木清司		村田実		加藤朝道

11年	福村直樹		大西正悟		村木清司
					小塩豊
12年	渡邊敬介		松田嘉夫	会長	村木清司
					飯田伸行
13年	松田嘉夫		古関宏	副会長	井上義雄
14年	福田伸一	谷	義一	渡邊敬介	副会長
					村田実
15年	本多一郎		福田伸一		大西正悟

PA会会員歴代常議員（大正11年以降）

大正11年	曾我清雄	中松盛雄	草場九十九	飯田治・		
大正12年	清水連郎	飯田治・	草場九十九	中松盛雄		
大正13年	伊東 榮	清水連郎				
大正14年						
大正15年	秋元不二三	草場九十九	曾我清雄			
昭和2年	浅村良次	杉村信近	曾我清雄	草場九十九		
昭和3年	猪股淇清					
昭和4年						
昭和5年	清水連郎					
昭和6年	清水連郎					
昭和7年	原田九郎					
昭和8年	草場 晁 清水連郎	竹田吉郎	中松 潤之助	山中政吉	原田九郎	
昭和9年	田代久平 山中政吉	山田正実	清水連郎	草場 晁	中松 潤之助	
昭和10年	影山直樹	久高将吉	田代久平	山田正美		
昭和11年	浅村成久	沼 正治	高橋松次	久高将吉		
昭和12年	足立卓夫	湯川 龍	金丸義男	浅村成久	沼 正治	
昭和13年	伊藤 貞	大條正雄	猪股正清	金丸義男	湯川 龍	
昭和14年	奥山恵吉	曾我清雄	大條正雄			
昭和15年	芦葉清三郎	杉村信近	奥山恵吉	曾我清雄		
昭和16年	秋元不二三	山田正美				
昭和17年	奥山恵吉 湯川 龍	金丸義男	竹田吉郎	山田正実	秋元不二三	
昭和18年	足立卓夫	廣田 徹				
昭和19年	大條正雄	久高将吉	山中政吉			
昭和20年	秋元不二三	金丸義男	竹田吉郎			
昭和21年	奥山恵吉 金丸義男	草場 晁 芦葉清三郎	久高将吉 影山直樹	山田正実 竹田吉郎	秋元不二三	
昭和22年	荒木友之助					

昭和23年	大西冬蔵	田代久平	大條正雄	黒川美雄	荒木友之助
昭和24年	伊藤貞	小山欽造	草場晁	曾我道照	
昭和25年	横畠敏介	伊藤貞	小山欽造	草場晁	曾我道照
昭和26年	大條正雄	若杉吉五郎	横畠敏介	大野龍之輔	
昭和27年	中島喜六	柴田時之助	廣田徹	大條正雄	若杉吉五郎
昭和28年	小川一美 柴田時之助	小橋一男 廣田徹	田丸巖	黒川美雄	中島喜六
昭和29年	吉村悟美 小川一美	細川政之助	黒川美雄	田丸巖	小橋一男
昭和30年	中島喜六	大西冬蔵	細川政之助	吉村悟	
昭和31年	小橋一男	光明誠一	中島喜六	大西冬蔵	
昭和32年	松原伸之男 小橋一男	高橋松次	柴田時之助	廣田徹	光明誠一
昭和33年	大条正義 大松原伸之	小山欽造	廣田徹	柴田時之助	高橋松次
昭和34年	小川潤次郎 小山欽造	三宅正夫	横畠敏介	岡本重文	大条正義
昭和35年	中島和雄	日下繁	三宅正夫	小川潤次郎	横畠敏介
昭和36年	海老根駿	田丸巖	日下繁	中島和雄	
昭和37年	桑原尚雄	相良省三	長城文明	海老根駿	田丸巖
昭和38年	岡部正夫 相良省三	松原伸之	山本茂	長城文明	桑原尚雄
昭和39年	山本茂(議長) 石川長寿		松原伸之*	岡部正夫*	西村輝男
昭和40年	清水陽一	市東市之介	西村輝男	石川長寿	
昭和41年	吉田功	渡辺迪孝	岡野一郎	市東市之介	清水陽一
昭和42年	池永光彌(議長)		浅村皓	渡辺迪孝	
昭和43年	秋沢政光 池永光彌	小川一美	和田義寛	野間忠夫**	浅村皓
昭和44年	長谷川穆(副議長) 和田義寛		山下穰平	安井幸一	小川一美
昭和45年	大条正義	西立人	網野誠	長谷川穆	
昭和46年	栗林貢	緒方園子	高橋敏忠	杉村興作	西立人
	網野誠	大条正義			
昭和47年	田代初男	草野卓	今井庄亮	栗林貢	緒方園子
	杉村興作	高橋敏忠			
昭和48年	小山欽造(議長) 草野卓		伊藤晴之男 田代初男	大塚文昭	矢淵久成

昭和49年	中平治	田中正治	伊藤晴之	大塚文昭	矢淵久成
昭和50年	津田淳	柳田征史	久保田藤郎	中平治	田中正治
昭和51年	秋沢政光(議長)		石原孝志郎	江原望	津田淳
昭和52年	後藤武夫	菊池武胤	土屋勝	増井忠武	江原望
昭和53年	中村純之助	坂田順一	桑原英明	菊池武胤	土屋勝
昭和54年	三宅正夫(議長)		細井正二	清水徹男	栗田忠彦
昭和55年	寺崎孝一	井上義雄	井出直孝	栗田忠彦	清水徹男
昭和56年	阿形明(議長)	伊藤彰	村木清司	大音康毅	井上義雄
昭和57年	影山一美	加藤建二	小池寛治	佐々木清隆	村木清司
昭和58年	野間忠夫(副議長)		桑原尚雄	野口良三	松永宣行
昭和59年	西村輝男	須賀総夫	平田忠雄	浅村肇	南野孝夫
昭和60年	立石幸宏	杉村興作	谷田義一	小塩豊	大谷孝保
昭和61年	岡部正夫(議長)		大野善夫	明石昌毅	戸水辰男
昭和62年	吉村悟	渡辺望稔	加藤朝道	岩井秀生	福田賢三
昭和63年	森村徹	渡辺龍三	橋本正男	小杉佳男	村田実三
平成元年	網野友康	押本彦	小橋正明	杉浦正知	西村輝男
平成2年	阿形典明	足立友康	今押誠彦	高梨範夫	永田武三
平成3年	荒井俊之	田中正治	中村豊	舟橋栄子	矢野裕也
平成4年	田中正治(議長)		稲葉良幸	江原望	香取孝雄

	神津子	津野裕也	福山村直樹	荒井俊之	中村豊	舟橋栄子
平成5年	長谷川藤村直	穆卓樹	二宮正良	大江垣孝望	木川幸治	松田嘉夫
平成6年	柳田征史(副議長)	史(副議長)	清水邦明	新垣盛克	小川順三	阿部和夫
	社本嘉夫	史(副議長)	清水邦明	新垣盛克	小川順三	阿部和夫
平成7年	阿部和夫	和征史	新垣盛克	小川順三	清水邦明	社本和夫
	柳村木清	和征史	新垣盛克	小川順三	清水邦明	社本和夫
平成8年	菊池武胤(副議長)	胤(副議長)	村木清司	川添不美雄	久門亨一	河野昭二
	佐野西正	胤(副議長)	村木清司	川添不美雄	久門亨一	河野昭二
平成9年	上加島淳一	一晃男	宇佐美利二	大塚文昭	大西正悟	
	庄藤子幸	一晃男	宇佐美利二	大塚文昭	大西正悟	
平成10年	大小塚文昭	昭夫	岡部讓剛	小島清路	古関宏一	
	長沼輝夫	昭夫	岡部讓剛	小島清路	古関宏一	
平成11年	岡部讓一	讓一輔紀	大島厚千鶴子	古関宏一	小林隆夫	
	杉本木正	讓一輔紀	大島厚千鶴子	古関宏一	小林隆夫	
平成12年	大本島厚	厚一郎	高神原千鶴子	田中英夫	平木祐輔	福田伸一
	高見和一	厚一郎	高神原千鶴子	田中英夫	平木祐輔	福田伸一
平成13年	神原貞昭	昭雅一	神林惠美子	清水徹男	西岡邦昭	井出正威
	小西富伸	昭雅一	神林惠美子	清水徹男	西岡邦昭	井出正威
平成14年	清水徹男	男治純(監事)	西岡邦昭	井出正威	桜井周矩	萩原康司
	関野正尚	男治純(監事)	西岡邦昭	井出正威	桜井周矩	萩原康司
平成15年	浅村皓	皓一	春江原讓望(監事)	須田正義	小林純子	狩野彰
	中山健一	皓一	春江原讓望(監事)	須田正義	小林純子	狩野彰

(注: * 2年度議員 ** 1年任期)

特許庁関係各種委員（昭和31年以降）

年 度	弁理士懲戒審議会	弁理士試験審査会	そ の 他
昭和31年		海老根 駿（常任） 竹 田 吉 郎（臨時）	[工業所有権制度改正審議会] 竹 田 弥 蔵 中 松 潤之助 田 代 久 平 豊 田 時次郎
32年	大 野 柳之輔	海老根 駿（常任） 田 代 久 平（臨時）	[工業所有権制度改正審議会] 竹 田 弥 蔵 田 代 久 平 豊 田 時次郎
33年	田 代 久 平		[工業所有権制度改正審議会] 竹 田 弥 蔵 田 代 久 平 豊 田 時次郎
34年	田 代 久 平		
35年	高 橋 松 次	小 川 潤次郎（常任）	
36年	高 橋 松 次	小 川 潤次郎（常任）	
37年		奥 山 恵 吉（常任） 小 橋 一 男（臨時）	[工業所有権制度改正審議会] 大 野 晋
38年		奥 山 恵 吉（常任） 森 健 吾（常任）	[工業所有権制度改正審議会] 大 野 晋 [特許分類評議会] 大 野 晋
39年			[工業所有権制度改正審議会] 大 野 晋 [特許分類評議会] 大 野 晋 伊 藤 貞 [有用発明選定委員会] 大 条 正義
40年			[工業所有権制度改正審議会] 大 野 晋 [特許分類評議会] 大 野 晋 伊 藤 貞

年 度	弁理士懲戒審議會	弁理士試験審査会	そ の 他
昭和41年		〔試験部会〕 小山 欽造	[工業所有権審議会] 奥 山 恵 吉 大 条 正 義
42年		〔試験部会〕 小山 欽造	[工業所有権審議会] 奥 山 恵 吉 大 条 正 義
44年		〔試験部会〕 三 宅 正 夫(臨時)	[工業所有権審議会制度改正部会] 湯 浅 恭 三 [工業所有権審議会産業別審査基準作成評議会] 小 林 正 雄(評議委員) 田 中 博 次(評議委員) 小 橋 一 男(特別評議員) [工業所有権審議会] 大 条 正 義 [多項制研究会] 浅 村 皓 [医薬特許研究会] 小 林 正 雄 [特許分類評議会] 大 野 晋
45年		〔試験部会〕 西 村 輝 男(臨時)	[工業所有権審議会産業別審査基準作成評議会] 小 林 正 雄 田 中 博 次 [工業所有権審議会有用発明選定委員会] 小 山 欽 造 [工業所有権審議会] 大 条 正 義
46年	〔懲戒部会〕 中 島 喜 六	〔試験部会〕 岡 部 正 夫(臨時)	[工業所有権審議会特許分類評議会] 大 野 晋 小 林 正 雄 [工業所有権審議会微生物懇談会] 西 立 人 [工業所有権審議会] 大 条 正 義
47年		〔試験部会〕 田 中 博 次 (S47. 4. 1 - S49. 3.31) 〔試験部会〕 吉 村 悟 (S47. 4. 1 - S49. 3.31)	[工業所有権審議会制度改正部会] 小 山 欽 造 (S47. 7.26 - S48. 3.19) [工業所有権審議会] 大 条 正 義

48年	〔試験部会〕 長谷川 穆 (S48. 4. 1 - S49. 3.31)	[工業所有権審議会制度改正部会] 岡部 正夫 (S48. 8.15 - S50. 3.19) [工業所有権審議会] 大条 正義 [特許分類審議会] 大野 晋 小林 正雄
49年	〔試験部会〕 西 立人(臨時)	[工業所有権審議会制度改正部会] 小橋 一男 (S49. 5. 8 - S50. 3.19) [工業所有権審議会] 大条 正義
50年	〔試験部会〕 野間 忠夫(臨時)	[工業所有権審議会] 岡部 正夫 大条 正義
51年	〔懲戒部会〕 大条 正義 (S51. 1. 1 - S52.12.31)	〔試験部会〕 大条 正義 [工業所有権審議会] 岡部 正夫
53年	〔試験部会〕 野間 忠夫(臨時)	[工業所有権審議会] 小山 欽造 (S53. 5. 1 - S54. 3.19)
54年	〔試験部会〕 安井 幸一(臨時) (S54. 1. 1 - S54.12.31) 〔試験部会〕 大塚 文昭(臨時) (S54. 1. 1 - S54.12.31)	[工業所有権審議会] 西村 輝男 (S54. 7.18 - S56. 7.17) [パリ条約改正等準備委員会] 浅村 皓
55年	〔試験部会〕 安井 幸一(臨時) (S55. 1. 1~S55.12.31) 〔試験部会〕 大塚 文昭(臨時) (S55. 1. 1~S55.12.31)	
56年	〔試験部会〕 松原 伸之(臨時) (S55. 1. 1~S55.12.31)	[工業所有権審議会] 岡部 正夫 (S56. 4.28~S58. 4.27) 網野 誠 (S56. 7.18~S58. 7.17)

57年	〔試験部会〕 玉 蟲 久五郎 (S57. 1. 1~S58.12.31) 〔試験部会〕 松 原 伸 之 (臨時) (S57. 1. 1~S57.12.31)	
58年	〔試験部会〕 浅 村 皓 (臨時) (S58. 1. 1~S58.12.31) 〔試験部会〕 内 田 明 (臨時) (S58. 1. 1~S58.12.31)	
59年	〔試験部会〕 浅 村 皓 (臨時) (S59. 1. 1~S59.12.31) 〔試験部会〕 内 田 明 (臨時) (S59. 1. 1~S59.12.31)	
60年		[工業所有権審議会] 秋 沢 政 光 (S60. 5.20~S62. 5.19) 岡 部 正 夫 (S60. 8.15~S62. 8.14)
61年		
62年		[工業所有権審議会] 岡 部 正 夫 (S62.10.5~H 1.10. 4) [標準仕様研究会] 田 中 正 治 (委員) 神 原 貞 昭 (専門委員) (S62. 2~S63. 2)
63年	〔試験部会〕 清 水 徹 男 (S63. 1. 1~H 1.12.31) 〔試験部会〕 田 中 美 登 里 (臨時) (S63. 1. 1~S63.12.31)	[工業所有権審議会] 長 谷 川 穆 (S62. 5.30~H 1. 6. 9)
平成 1 年	〔試験部会〕 清 水 徹 男 (S63. 1. 1~H 1.12.31) 〔試験部会〕 村 松 貞 男 (S63. 1. 1~H 1.12.31) 〔試験部会〕 中 島 敏 (臨時) (S64. 1. 1~H 1.12.31)	

2年	〔試験部会〕 中島 敏(臨時) (H 2. 1. 1~H 2.12.31)	[工業所有権審議会] 神原 貞昭 (H 1. 9.20 - H 3. 9.19)
3年		[工業所有権審議会] 神原 貞昭 (H 1. 9.20 - H 3. 9.19)
4年		[工業所有権審議会] 大塚 文昭 (H 3.10.11 - H 5.10.10)
5年	〔試験部会〕 緒方 園子 (H 4. 1. 1~H 5.12.31) 村木 清司(臨時) (H 5. 1. 1~H 5.12.31)	[工業所有権審議会] 浅村 皓 (H 5. 4.10 - H 5.12.19) 大塚 文昭 (H 3.10.11~H 5.10.10) 岡部 正夫 (H 4.12.20~H 5.12.19)
6年	〔試験部会〕 鈴木 秀雄 (H 6. 1.13~H 8. 1.12) 村木 清司(臨時) (H 6. 1.13~H 6.12.31)	[工業所有権審議会] 大塚 文昭 (H 5.11.19 - H 7.11.18) [分類改正委員会] 大西 正悟 (H 5.11.19~H 7.11.18)
7年	〔弁理士審査会〕 松尾 和子 (H 8. 1.13 ~ H10. 1.12)	[分類改正委員会] 西岡 邦昭 (H 7.12.12 - H 9.12. 5) [商品・サービス国際分類改正委員会] 押本・彦 (H 7. 6. 6~H 9. 6. 5)
9年	〔弁理士審査会〕 松尾 和子 (H 9. 1.13~H10. 1.12)	[分類改正委員会] 西岡 邦昭 (H 7.12.12 - H 9.12. 5) [商品・サービス国際分類改正委員会] 押本・彦 (H 9. 6. 6~H11. 6. 5) [工業所有権審議会] 田中正治 (H 9. 4.18~H10. 3.14)
10年	〔弁理士審査会〕 谷 義一(常任) (H10. 1.13~H12. 1.12) 星川 和男(臨時) (H10. 1. 1~H10.12.31)	[商品・サービス国際分類改正委員会] 押本・彦 (H 9. 6. 6~H11. 6. 5) [工業所有権審議会] 大塚 文昭(臨時) (H 9.12.15~H11.12.14)

11年	<p>[弁理士審査会]</p> <p>谷 義 一(常任) (H10. 1.13~H12. 1.12)</p> <p>竹 内 英 人(臨時) (H11. 1.20~H11.12.31)</p> <p>星 川 和 男(臨時) (H11. 1.20~H11.12.31)</p>	<p>[工業所有権審議会]</p> <p>大 塚 文 昭 (H 9.12.15~H11.12.14)</p>
12年	<p>[弁理士審査会]</p> <p>加 藤 朝 道(臨時) (H11.12.14~H12.11.30)</p> <p>徳 永 博(臨時) (H11.12.14~H12.11.30)</p>	<p>[工業所有権審議会]</p> <p>村 木 清 司 (H12. 7.27~H13. 1. 5)</p>
13年	<p>[工業所有権審議会]</p> <p>加 藤 朝 道(臨時) (H12.12. 1 ~ H13.11.30)</p> <p>徳 永 博 任(臨時) (H12.12. 1 ~ H13.11.30)</p> <p>小 池 寛 治(臨時) (H12.12. 1 ~ H13.11.30)</p> <p>稲 葉 良 幸(臨時) (H12.12. 1 ~ H13.11.30)</p>	<p>[経済産業省独立行政法人評価委員会]</p> <p>松 田 嘉 夫 (H13. 1~)</p> <p>[産業構造審議会]</p> <p>谷 義 一(臨時) (H13. 4.27~H14. 4.26)</p>
14年	<p>[工業所有権審議会]</p> <p>小 池 寛 治(臨時) (H12.12. 1 ~ H13.11.30)</p> <p>稲 葉 良 幸(臨時) (H12.12. 1 ~ H13.11.30)</p> <p>足 立 泉 (H13.12. 1 ~ H15.11.30)</p>	<p>[経済産業省独立行政法人評価委員会]</p> <p>松 田 嘉 夫 (H13. 1~)</p> <p>[産業構造審議会]</p> <p>押 本 ・ 彦(臨時) (H14. 4.27~H15. 4.26)</p>
15年	<p>[工業所有権審議会]</p> <p>足 立 泉</p> <p>柳 田 征 史</p>	

編 集 後 記

萩原康司

私が会報部会の幹事を担当するのは今回で2回目です。本来ならば2回目になると作業にも慣れ、会報誌の内容が向上するはずですが、なかなかそうもいきません。やはり本年度も発行間際には時間に追われてどたばたしてしまいました。実はこの編集後記も、一番最後になって印刷会社の方から「編集後記まだですよ～」と指摘され、慌てて書いている有様です。人間の性格はそう簡単には変わらないことを今更ながら実感しています。

最後になりましたが、お忙しい中にもかかわらず執筆依頼を快くお引受けくださった皆様に、この場をお借りしてお礼を申し上げます。また、その他関係者の方々にもお礼申し上げます。

- 表紙の写真 -

写真提供 新村 悟 先生

PA 第22号

平成15年10月21日発行

発行者 PA会幹事長 本多 一郎

編集 PA会幹事会会報部会

印刷・製本 株式会社 功文社